

田辺市交通安全計画

(第9次 平成23年度～平成27年度)

平成23年11月
田辺市交通安全対策会議

ま え が き

車社会化の急速な進展に対して、交通安全施設が不足していたことに加え、車両の安全性を確保するための技術が未発達であったなどの原因により、昭和20年代後半から40年代半ば頃まで、道路交通事故の死傷者数が全国的に著しく増加した。

和歌山県下における道路交通事故の死者数の推移をみると、昭和44年に230人という最多死者数を記録している。田辺市における最多死者数を旧市町村別にみると、旧田辺市で昭和44年及び昭和46年に12人、旧龍神村で昭和45年に6人、旧中辺路町で平成15年に4人、旧大塔村で昭和42年に5人、旧本宮町で昭和46年に3人となっており、第1次交通戦争と呼ばれた昭和40年代半ばに死者数が集中している。

このため、交通安全の確保は大きな社会問題となり、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45年6月、交通安全対策基本法（昭和45年 法律第110号）が制定された。

これに基づき、国及び地方公共団体では「交通安全計画」の作成が義務づけられ、田辺市においても、昭和46年度以降、8次にわたって交通安全計画を作成し、関係機関・団体等が一体となって交通安全対策を強力に実施してきた。

その結果、全国的に交通事故発生件数、死傷者数等が減少傾向となるだけでなく、和歌山県内、田辺市においても同様の傾向となっており、第8次交通安全計画で掲げていた目標数値を達成するなど一定の効果が認められる。

しかしながら、依然として、飲酒運転やスピード違反など、交通マナーや交通ルールの無視が要因となる重大事故が多発している他、近年の高速道路開通といった交通網の整備に伴う交通事情の変化、更なる高齢化及び生活様式の変化等が相まって、今後、一層多くの交通事故の発生が予想され、非常に厳しい現状が予測される。

また、田辺市における鉄道交通の分野においても、踏切道における交通事故は現在では皆無であるものの、大量・高速輸送システムの進展の中で、一たび交通事故が発生した場合には重大な事故となるおそれが常にある。

言うまでもなく、交通事故の防止は、関係機関・団体だけでなく、市民一人ひとりが交通安全思想を高揚させ、交通安全意識を高め、全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、人命尊重の理念の下に、交通事故のない社会を目指し、交通安全対策を推進していかなければならない。

このような観点から、この交通安全計画は、交通安全対策基本法第25条第1項の規定に基づき、田辺市における平成23年度から平成27年度までの5年間に講じるべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものである。

この計画を基に、田辺市、田辺警察署並びに県の各機関、各種関係機関・団体においては、交通の状況や地域の実態に即した具体的な施策を定め、実施するものとする。

目 次

計画の基本理念	1
第1章 道路交通の安全	4
第1節 道路交通事故のない社会を目指して	5
第2節 道路交通の安全についての目標	6
I 道路交通事故の現状と今後の見通し	6
1 道路交通事故の現状	6
2 道路交通事故の見通し	7
II 第9次田辺市交通安全計画における目標	7
第1節 道路交通の安全についての対策	8
I 今後の道路交通安全対策を考える視点	8
1 高齢者及び子供の安全確保	8
2 歩行者及び自転車の安全確保	9
3 生活道路及び幹線道路における安全確保	9
II 講じようとする施策	10
1 道路交通環境の整備	10
2 交通安全思想の普及徹底	22
3 安全運転の確保	31
4 車両の安全性の確保	36
5 道路交通秩序の維持	39
6 救助・救急活動の充実	42
7 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進	45
第2章 鉄道交通の安全	48
第1節 鉄道事故のない社会を目指して	49
I 鉄道事故の状況等	49
II 第9次田辺市交通安全計画における目標	49
第2節 鉄道交通の安全についての対策	50
I 今後の鉄道交通安全対策を考える視点	50
II 講じようとする施策	50
1 鉄道交通環境の整備	50
2 鉄道交通の安全に関する知識の普及	50
3 鉄道の安全な運行の確保	50
4 鉄道車両の安全性の確保	52
5 救助・救急活動の充実	52
6 被害者支援の推進	52
第3章 踏切道における交通の安全	53
第1節 踏切事故のない社会を目指して	54
I 踏切事故の状況等	54
II 第9次田辺市交通安全計画における目標	54
第2節 踏切道における交通の安全についての対策	55
I 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点	55

Ⅱ 講じようとする施策	55
1 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	55
2 踏切道の統廃合の促進	55
3 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	55

【参考】

(※)が末尾に付いている用語については、本計画の最終ページに解説を付します。

計画の基本理念

1 交通事故のない社会を目指して

本市の人口は、平成17年における国勢調査では82,499人であったのに対し、平成22年では79,119人となっており、減少傾向にある。特に山間地域である旧町村域においては年々減少しており、都市部への人口の流出が進んだことが要因と考えられる。高齢化率については、本市では27.3%（住民基本台帳平成23年3月31日現在）であり全国平均、県平均を上回っており、4人に1人強が高齢者となっている。特に旧町村域における高齢化率は、37.8%（上記同）と高い数値となっているのが現状である。

こうした少子高齢化、過疎問題に伴う生活環境、産業振興のための基盤整備などが重要な課題となってきている。

このような大きな環境変化を乗り越え、真に豊かで活力のある社会を構築していくためには、その前提として市民の安全と安心を確保していくことが極めて重要である。

その際、交通事故による被害者数は災害や犯罪等他の危険によるものと比べても圧倒的に多いことを考えると、交通安全の確保も、安全で安心な社会の実現を図っていくための重要な要素である。

したがって、その重要性が認識され、様々な対策がとられてきたところであるが、依然として交通事故件数は高い水準で推移しており、更なる対策を講じることが必要である。

人命尊重の理念に基づき、また、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、究極的には交通事故のない社会を目指していかなければならない。

2 人優先の交通安全思想

自動車と比較して弱い立場の歩行者や、すべての交通について、高齢者、障害のある人、子供等の交通弱者の安全を一層確保することが必要となる。このような「人優先」の交通安全思想を基本とし、あらゆる施策を推進していくべきである。

3 交通社会を構成する三要素

本計画においては、このような観点から、①道路交通、②鉄道交通、③踏切道における交通について、計画期間内に達成すべき数値目標を設定するとともに、その実現を図るために講じるべき施策を明らかにしていくこととする。

具体的には、交通社会を構成する人間、車両等の交通機関及びそれらが活動する場としての交通環境という三つの要素について、可能な限り成果目標を設定した施策を策定し、かつ、これを市民の理解と協力の下、官民一体となって強力に推進する。

(1) 人間に係る安全対策

交通機関の安全な運転を確保するため、運転する人間の知識・技能の向上、交通安全意識の徹底、資格制度の強化、指導取締りの強化、運転・運行管理の改善、労働条件の適正化等を図り、かつ、歩行者等の安全な移動を確保するため、歩行

者等の交通安全意識の向上、指導の強化等を図るものとする。

また、交通社会に参加する市民一人ひとりが、自ら交通安全に関する意識を改革していくことが極めて重要であることから、交通安全に関する教育、普及啓発活動を充実させる。

さらに、市民自らの意識改革のためには、住民が身近な地域や団体において、地域の課題を認識し自ら具体的な目標や方針を設定したり、交通安全に関する各種活動に直接かかわったりしていくなど、安全で安心な交通社会の形成に積極的に関与していくような仕組みづくりが必要であり、本市の実情に合わせて、かかる仕組みを工夫する必要がある。

(2) 交通機関に係る安全対策

不断の技術開発によってその構造、設備、装置等の安全性を高めるとともに、各交通機関の社会的機能や特性を考慮しつつ、高い安全水準を常に維持させるための措置を講じ、さらに、必要な検査等を実施し得る体制を充実させるものとする。

(3) 交通環境に係る安全対策

機能分担された道路網の整備、交通安全施設等の整備、効果的な交通規制の推進、交通に関する情報提供の充実、施設の老朽化対策等を図るものとする。

また、交通環境の整備に当たっては、人優先の考えの下、人間自身の移動空間と自動車や鉄道等の交通機関との分離を図るなどにより、混合交通に起因する接触の危険を排除する施策を充実させるものとする。

特に、道路交通においては、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において、歩道の整備を積極的に実施するなど、人優先の交通安全対策の更なる推進を図ることが重要である。

4 ITの活用

これら三要素を結び付けるものとして、また、三要素それぞれの施策効果を高めるものとして、情報の役割が重要であることから、情報の収集・提供等を積極的に進める。

また、有効かつ適切な交通安全対策を講ずるため、その基礎として、交通事故原因の総合的な調査・分析の充実・強化を図るものとする。

5 救助・救急活動及び被害者支援の充実

交通事故が発生した場合に負傷者の救命を図り、また、その被害を最小限に抑えるため、迅速な救助・救急活動の充実、負傷者の治療の充実等を図ることが重要である。犯罪被害者等基本法（平成16年 法律第161号）の制定を踏まえ、交通安全の分野においても一層の被害者支援の充実を図るものとする。

6 参加・協働型の交通安全活動の推進

交通事故防止のためには、本市、田辺警察署並びに県の各機関及び各種関係機関・団体等が緊密な連携の下に施策を推進するとともに、市民の主体的な交通安全活動を積極的に促進することが重要であることから、交通の安全に関する施策に計画段階から市民が参加できる仕組みづくり、市民が主体的に行う交通安全総点検、地域

におけるその特性に応じた取組等により、参加・協働型の交通安全活動を推進する。

7 効果的・効率的な対策の実施

交通安全対策については、地域の交通実態に応じて、最大限の効果を挙げることができるよう対策に集中して取り組む。

また、交通の安全に関する施策は多方面にわたっているが、相互に密接な関連を有するので、有機的に連携させ、総合的かつ効果的に実施することが肝要である。

また、これらの施策は、少子高齢化、国際化等の社会情勢の変化や交通事故の状況、交通事情等の変化に弾力的に対応させるとともに、その効果等を勘案して、適切な施策を選択し、これを重点的かつ効果的に実施するものとする。

さらに、交通の安全は、交通需要や交通の円滑性・快適性と密接な関連を有するものであるため、自動車交通量の拡大の抑制等によりこれらの視点にも十分配慮するとともに、沿道の土地利用や道路利用の在り方も視野に入れた取り組みを行っていくものとするほか、地震や津波等に対する防災の観点にも適切な配慮を行うものとする。

8 公共交通における一層の安全の確保

このほか、市民の日常生活を支え、一たび交通事故等が発生した場合には大きな被害となる公共交通の一層の安全を確保するため、保安監査の充実・強化を図るとともに、事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価^(※)を充実・強化するものとする。

第1章 道路交通の安全

1. 道路交通事故のない社会を目指して

- 人命尊重の理念に基づき、究極的には、交通事故のない社会を目指す。
- 今後は、死者数の一層の減少に取り組むことはもちろんのこと、事故そのものの減少についても積極的に取り組む必要がある。

2. 道路交通の安全についての目標

- ① 平成27年までに年間の事故死者数（24時間死者）を3人以下にする。
- ② 死傷者数を700人以下にする。

3. 道路交通の安全についての対策

<3つの視点>

- ①高齢者及び子供の安全確保 ②歩行者及び自転車の安全確保
- ③生活道路及び幹線道路における安全確保

<7つの柱>

- ① 道路交通環境の整備
- ② 交通安全思想の普及徹底
- ③ 安全運転の確保
- ④ 車両の安全性の確保
- ⑤ 道路交通秩序の維持
- ⑥ 救助・救急活動の充実
- ⑦ 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進

第1節 道路交通事故のない社会を目指して

安全で安心な社会を実現させ、高齢者、障害のある人等を含むすべての人々が、相互理解と思いやりをもって行動する共生の交通社会の形成を図ることが必要である。

平成21年度に内閣府が実施した交通安全に関する国民の意識調査（交通安全意識等に関するアンケート調査）によると、多くの人が、交通事故をゼロにすべき、あるいは、大幅に減少させるべきと考えている。

また、交通情勢がより悪化する方向に向かっていると回答した者の割合は、前回調査時（平成16年度：ほぼ5割）より低く3割強となっている。これは、全国の交通事故件数が平成16年をピーク（952,191件）に、平成21年には737,474件にまで減少していることも背景にあると考えられる。

我々は、人命尊重の理念に基づき、交通事故のない社会を目指して、積極的に交通安全対策を実施し、死者数の一層の減少と、事故そのものの減少をも十分考慮した更なる積極的な取り組みが必要である。

今後、死者数の一層の減少に取り組むことはもちろんのこと、事故そのものの減少についても積極的に取り組む必要がある。

交通安全は、地域社会と密接な関係を有することから、地域の交通事情等を踏まえた上で、それぞれの地域における活動を強化していくことが重要であり、交通安全に関する新たな仕組みづくりや方策を生み出していくなど、本市及び県の果たす役割にも大きなものがある。

その上で、行政、学校、家庭、職場、団体、企業等が役割分担しながらその連携を強化し、また、住民が、交通安全に関する各種活動に対して、その計画、実行、評価の各場面において様々な形で参加し、協働していくことが有効である。

中でも、交通事故被害者やその遺族は、交通事故により家族を失い、傷害を負われるなど交通事故の悲惨さを我が身をもって経験し、理解していることから、交通事故被害者等の参加や協働は重要である。

さらに、地域の安全性を総合的に高めていくためには、交通安全対策を防犯や防災と併せて一体的に推進していくことが有効かつ重要である。

第2節 道路交通の安全についての目標

I 道路交通事故の現状と今後の見通し

1 道路交通事故の現状

平成22年の交通事故発生状況は、

- 発生件数 604件（前年対比 -17件 ・ -2.81%）
- 死者数 2人（前年対比 +1人 ・ +100%）
- 傷者数 733人（前年対比 -9人 ・ -1.23%）

となっている。

死者数については、第一次交通戦争と呼ばれた昭和40年代半ばである昭和46年に、18人という最多死者数を記録しており、その後、若干減少するも、ほぼ横ばい状態が続いている。事故発生件数については、平成12年から800件以上に、傷者数も約1,000人と増加している。特に平成13年については、発生件数及び傷者数とも最多を記録しており、非常に厳しく予断を許さない状況となっている。

第8次交通安全計画期間中（平成18年～平成22年）の交通死亡事故の特徴をみると、道路交通環境の整備、車両の安全確保、救助・救急活動の充実等の諸対策が奏功し、死者数は減少傾向にあるなかで、

- ① 65歳以上の高齢者の死者数が、全死者数の約半数を占めている。

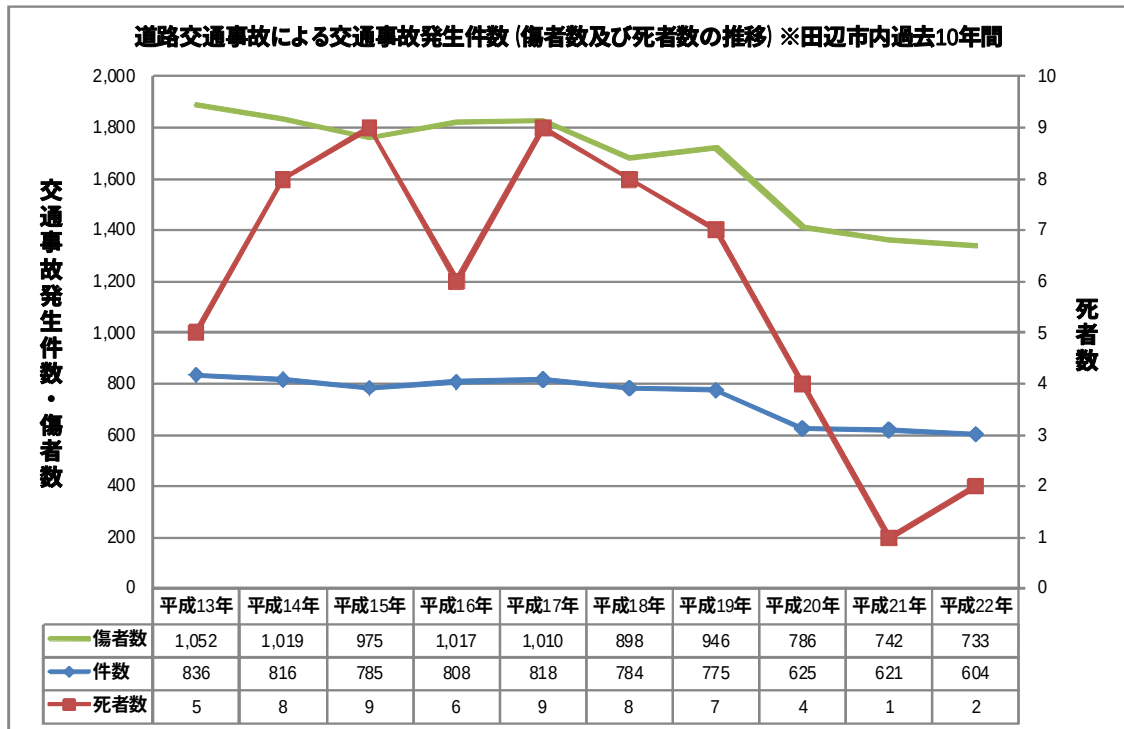
特に、歩行中及び自転車乗車中の死者数をとらえると、高齢者死者数が約3割を占めている。

- ② 16歳から24歳までの若者の死者数の割合は低くなっている。
- ③ 死亡事故に占める飲酒事故の割合は低くなっている。

等があげられるが、その理由として、

- ① 高齢化社会の進展に伴い、高齢者及び高齢ドライバー人口が増大しているため。
- ② 16歳から24歳までの若者の人口が減少しているため。
- ③ 道路交通法改正による飲酒運転の厳罰化にともない、啓発活動と交通取締り活動が強化されたため。

等が考えられる。



2 道路交通事故の見通し

交通事故の当事者となる比率の高い高齢者人口の増加や、これに伴う高齢者の運転免許人口の増加は、道路交通に大きな影響を与えると考えられる。また、阪和自動車道「南紀田辺インターチェンジ」の開通をはじめとする、近年の道路網の整備に伴う交通量の増加、車両の流れの変化等により、交通事故の増加が懸念される。

II 第9次田辺市交通安全計画における目標

交通事故のない社会を達成することが究極の目標である。

過去5年の死者数のデータを見てみると、最も多かったのは平成18年の8人、最も少なかったのは平成21年の1人となっている。こうしたデータや現状を踏まえ、年間の24時間死者数を3人以下にすることを目指すものとする。

また、死者数減少を始めとする交通安全対策を推進するに当たり、事故件数そのものの減少や死傷者数の減少にも一層積極的に取り組み、平成27年までには年間の死傷者数を700人以下に減少させることを目指すものとする。

第3節 道路交通の安全についての対策

I 今後の道路交通安全対策を考える視点

近年、和歌山県内の交通事故による死者数は減少しており、本市においても、減少傾向にある。死者数を3人以下にするという目標を掲げるなか、極力これに近づけるよう努力しなければならない。

対策の実施に当たっては、可能な限り、対策ごとの目標を設定するとともに、その実施後において効果評価を行い、必要に応じて改善していくことも必要である。

このような観点から、①道路交通環境の整備、②交通安全思想の普及徹底、③安全運転の確保、④車両の安全性の確保、⑤道路交通秩序の維持、⑥救助・救急活動の充実、⑦損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進といった7つの柱により、交通安全対策を推進する。

その際、現在及び将来の経済社会情勢や交通情勢等を踏まえると、今後は、次のような視点を重視した対策を講じていかなければならない。

1 高齢者及び子供の安全確保

本市の高齢化率は27.3%と県平均26.4%(平成23年3月31日現在)を上回り、4人に1人強が高齢者となっている。このように、高齢化率が高い本市にあっては、今後も一層高齢化が進むことが予想されることから、高齢者が安全にかつ安心して外出したり移動したりできるような交通社会の形成が必要である。

その際には、多様な高齢者の実像を踏まえたきめ細かで総合的な交通安全対策を推進し、また、交通モードによる相違、すなわち、高齢者が主として歩行及び自転車等を交通手段として利用する場合と、自動車を運転する場合の相違に着目し、それぞれの特性を理解した対策を構築しなければならない。

また、加齢による身体機能の変化にかかわらず、高齢者が交通社会に参加することを可能にするため、年齢等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境を設計するとの考え方にに基づき、バリアフリー化された道路交通環境の形成を図ることも重要である。

さらに、高齢者の交通安全を図っていくためには、交通安全活動を、高齢者が日常的に利用する機会が多い医療機関や福祉施設等と連携して実施していくことや、高齢者の事故が居住地の近くで発生することが多いことから、地域における生活に密着した交通安全活動を充実させることが重要である。

次に、高齢化の進展と同時に考えなければならないのが少子化の進展である。安心して子供を生み、育てることができる社会を実現するためには、子供を交通事故から守るための交通安全対策が一層求められる。

市教育委員会では、学校と地域社会が一緒になって「子供たちを守っていく街づくり」を推進するため「明るい笑顔 街いっぱい運動」を実施しており、関係機関や地域住民の協力のもと、防犯及び交通安全運動にも寄与している。

また、子供の安全を確保するため、通学路等において歩道等の歩行空間の整備を積極的に推進する必要がある。

2 歩行者及び自転車の安全確保

本市では、過去5年の交通事故死者数に占める歩行者の割合が約1割で、内、高齢者の割合が約5割を占めている。

また、平成22年中の交通事故負傷者数に占める歩行者の割合が4.5%であり、内、高齢者の占める割合は約3割を占めている。

安全で安心な社会の実現を図るためには、自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全を確保することが必要不可欠であり、とりわけ、高齢者や子供にとって身近な道路の安全性を高めることがより一層求められる。

このような情勢等を踏まえて、人優先の考えの下、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道の整備等による歩行空間の確保を一層積極的に進めるなど、歩行者の安全確保を図る対策を推進していく必要がある。

また、自転車については自動車と衝突した場合には被害を受ける反面、歩行者と衝突した場合には加害者となるため、それぞれの対策を講じる必要がある。

自転車の安全利用を促進するためには、生活道路や市街地の幹線道路において、自動車や歩行者と自転車利用者の共存を図ることができるよう、自転車の走行区間の確保を積極的に進める必要がある。また、自転車利用者については、自転車の交通ルールに関する理解が不十分なことも背景として、ルールやマナーに違反する行動が多いことから、交通安全教育等の充実を図る必要がある。

さらに、JR駅周辺の歩道上など放置自転車が問題となっている場合には、自転車駐車場の整備等放置自転車対策を進める必要がある。

3 生活道路及び幹線道路における安全確保

全国的には、車道幅員5.5メートル未満の道路における交通死亡事故件数の推移をみると、全死亡事故件数の減少傾向と比較して緩やかな減少となっており、全死亡事故件数に占める割合は増加傾向にある。また、歩行者・自転車利用者の死者数、死傷者数の割合も高い水準で推移している。このような状況を踏まえると、今後、市内でも生活道路において自動車の速度抑制を図るための道路交通環境の整備、交通指導取締りの強化、安全な走行の普及等の対策を講じるとともに、幹線道路を走行すべき自動車が生活道路へ流入することを防止するための幹線道路における交通安全対策及び交通流の円滑化を推進するなど、生活道路における交通の安全を確保するための総合的な対策を一層推進する必要がある。このためには、地域住民の主体的な参加と取組が不可欠であり、対策の検討や関係者間での合意形成において中心的な役割を果たす人材の育成も重要な課題となる。

II 講じようとする施策

1 道路交通環境の整備

本市では、幹線道路(*)における事故が多く占めるほか、歩行者・自転車が関連する事故は生活道路(*)において多く発生している。

このような状況から、引き続き幹線道路における安全対策を推進する一方で、生活道路における安全対策をより一層推進することが必要であり、今後の道路交通環境の整備を考えるに当たっては、以下の2つの基本戦略に基づき、引き続き効果的・効率的な取組を進めていくこととする。

○ 施策パフォーマンスの追求

効果的な対策を推進するためには、交通事故対策への投資効率を最大限高めることが必要である。このため、科学的なデータや、地域の顕在化したニーズ等に基づき、事故要因や有効な対策について十分な分析を行った上で、地域の実情を踏まえつつ、生活道路と幹線道路での交通事故対策を両輪とした効果的・効率的な対策に取り組む。

○ 地域や住民の主体性の重視

道路交通環境の整備を効果的・効率的に進めていくためには、地域や地元住民が自ら安全で安心な交通社会を構築していこうとする前向きな意識を持つことが重要であることから、計画の策定や事業の実施に積極的に参画・協力していく仕組みをつくるなど、道路交通環境整備における地域や住民の主体性を重視する取組を推進する。

また、少子高齢化が一層進展する中で、子供を事故から守り、高齢者や障害のある人が安全にかつ安心して外出できる交通社会の形成を図る観点から、安全・安心な歩行空間が確保された人優先の道路交通環境整備の強化を図っていくものとする。

(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

生活道路への通過交通の流入等の問題も踏まえ、歩行者の視点からの道路整備や交通安全対策は今後とも重要な課題である。

このため、地域の協力を得ながら、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道を積極的に整備するなど、「人」の視点に立った交通安全対策を推進していく必要があり、特に、交通の安全を確保する必要がある道路において、歩道等の交通安全施設等の整備、効果的な交通規制の推進等きめ細やかな事故防止対策を実施することにより車両の速度の抑制や、自動車、自転車、歩行者等の異種交通が分離された安全な道路交通環境を形成することとする。

ア 生活道路における安全対策の推進

自転車・歩行者の関係する交通事故が多く発生している生活道路において、公安委員会及び道路管理者が連携し、歩道整備、車両速度の抑制、通過交通の抑制等の面的かつ総合的な事故抑止対策を、地域住民の主体的な参加の下で実施する。このため、計画策定の段階から地域住民が参画し、ワークショップなどを通じて地域住民自らの課題として認識するとともに、関係者間での合意形成の下、様々な対策メニューの中から地域の実情を踏まえた適

切な対策を選択して、その実施に取り組む。

公安委員会においては、交通規制、交通管制及び交通指導取締りの融合に配意した施策を推進する。具体的には、生活道路における歩行者・自転車利用者の安全を確保するため、速度の規制が必要な道路において最高速度を原則として時速30キロメートルとするほか、道路標識・道路標示の高輝度化や信号灯器のLED化、路側帯の設置・拡幅、ゾーン規制の活用等の安全対策や外周幹線道路を中心に信号機の高度化、光ビーコン^(※)、交通情報板等によるリアルタイムの交通情報提供等の交通流円滑化対策を実施するとともに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。バリアフリー新法）の生活関連経路を構成する道路を中心に音響信号機、高齢者等感応信号機、歩行者感応信号機等のバリアフリー対応型信号機の整備、歩行者と自動車の流れを分離して歩行者と自動車を錯綜させない動線とすることにより歩行者と自動車の事故を防止する歩車分離式信号機の導入を推進する。

道路管理者においては、歩道の整備、すみ切り、カーブミラーの設置、路側のカラー化や路面標示による視覚分離等により、安心して移動できる歩行空間ネットワークを整備する経路対策等を実施する。

また、通過車両の進入を抑え、歩行者等の安全確保と生活環境の改善を図るため、歩車共存道路（歩行者の通行を優先させるため、車両速度を抑制するハンプ^(※)やクランク^(※)等を整備した道路）、コミュニティ道路（歩行者の通行を優先させるため、車両速度を抑制するハンプ^(※)・クランク^(※)や歩行者を物理的に分離するための縁石等を整備した道路）等の整備を推進するとともに、道路標識の高輝度化・大型化・可変性・自発光化、標示板の共架、設置場所の統合・改善を行い、見やすく分かりやすい道路標識・道路標示とするなど視認性の向上を図る。

一方、山間部等において、生活道路や非常時等の迂回路となる道路については、落石や転落等による事故のおそれがある危険箇所に、落石防止柵やガードレール等の施設を整備する。

イ 通学路等の歩道整備等の推進

小学校、中学校、幼稚園、保育所及び児童館等に通う児童生徒や園児の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を積極的に推進する。

ウ 高齢者、障害のある人等の安全に資する歩行空間等の整備

（ア）高齢者や障害のある人等を含め全ての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、ＪＲ駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に歩道等の整備を積極的に実施する。

このほか、歩道の段差・傾斜・勾配の改善、バリアフリー対応型信号機、歩車分離式信号、エスコートゾーン^(※)、歩行者用休憩施設、自転車駐車場、障害のある人用の駐車スペース等を有する自動車駐車場等を整備する。併せて、高齢者、障害のある人等の通行の安全と円滑を図るとともに、高齢運転者の増加に対応するため、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等を推進する。

また、駅前等の交通結節点^(※)において、スロープ化や建築物との直結化

が図られた立体横断施設、交通広場等の整備を推進し、歩きたくなるような安全で快適な歩行空間を確保する。

特に、バリアフリー新法^(※)に基づき、重点整備地区に定められたＪＲ紀伊田辺駅の周辺地区等においては、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、誰もが歩きやすい幅の広い歩道、道路横断時の安全を確保する機能を付加したバリアフリー対応型信号機等の整備を面的に整備しネットワーク化を図る。

また、交差点等に設置する通信装置と高齢者、障害のある人等が所持する携帯端末等との双方向通信により、安全な通行に必要な情報の提供や信号機の青時間の延長を行う歩行者等支援情報通信システム（ＰＩＣＳ）^(※)の整備を推進し、高齢者、障害のある人等の安全な移動を支援する。

さらに、視覚障害者誘導用ブロック、歩行者用の案内標識、バリアフリーマップ等により、公共施設の位置や施設までの経路等を適切に案内する。

- (イ) 横断歩道、バス停留所付近の違法駐車等の悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に対する取締りを強化するとともに、高齢者、障害のある人等の円滑な移動を阻害する要因となっている歩道や視覚障害者誘導用ブロック上等の自動二輪車等の違法駐車についても、放置自転車等の撤去を行う国、県と連携を図りつつ積極的な取締りを推進する。

エ 無電柱化の推進

歩道の幅員の確保等により歩行者の安全を図るため、「無電柱化に係るガイドライン^(※)」に沿って、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観・住環境の形成、災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上、歴史的街並みの保全、観光振興、地域文化の振興、地域活性化等に資する道路において、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進する。特に、高齢者や障害のある人等の利用の多い道路では、改築事業等と併せた無電柱化を積極的に推進する。

(2) 幹線道路における交通安全対策の推進

幹線道路における交通安全に資する道路整備事業については、交通事故対策への投資効率を最大限高めるため、成果を上げるマネジメントを導入し、選択と集中、市民参加・市民との協働により重点的・集中的に交通事故の撲滅を図る「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」に新たに取り組む。また、基本的な交通の安全を確保するため、高規格幹線道路^(※)から居住地域内道路に至るネットワークによって適切に機能が分担されるよう道路の体系的整備を推進するとともに、他の交通機関との連携強化を図る道路整備を推進する。さらに、一般道路に比べて安全性が高い高規格幹線道路^(※)の利用促進を図る。

ア 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進

交通安全に資する道路整備事業の実施に当たって、効果を科学的に検証しつつ、マネジメントサイクルを適用することにより、効率的・効果的な実施に努め、少ない予算で最大の効果を獲得できるよう、次の手順により「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」を推進する。

- (ア) 全国の国道・都道府県道における死傷事故は特定の区間に集中している

ことを踏まえ、死傷事故率の高い区間や地域の交通安全の実情を反映した区間等、事故の危険性が高い特定の区間を第三者の意見を参考にしながら選定する。

- (イ) 地域住民に対し、事故危険区間であることの注意喚起を行うとともに、事故データにより、卓越した事故類型や支配的な事故要因等を明らかにした上で、今後蓄積していく対策効果データを活用しつつ、事故要因に即した効果の高い対策を立案・実施する。
- (ウ) 対策完了後は、対策の効果を分析・評価し、必要に応じて追加対策を行うなど、評価結果を次の新たな対策の検討に活用する。

イ 事故危険箇所対策の推進

特に、事故の発生割合の大きい幹線道路の区間等を事故危険箇所としてリストアップし、公安委員会と道路管理者が連携して集中的な事故抑止対策を実施する。事故危険箇所においては、信号機の新設・高度化、歩車分離式信号の運用、道路標識の高輝度化等、歩道等の整備、交差点改良、視距(*)の改良、付加車線等の整備、バス路線等における停車帯の設置及び防護さく、区画線等の整備、道路照明・視線誘導標等の設置等の対策を推進する。

ウ 幹線道路における交通規制

一般道路については、交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、交通安全施設の整備状況、交通の状況等を勘案しつつ、速度規制及び追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制等について見直しを行い、その適正化を図る。

また、新規供用の高速自動車国道等については、道路構造、交通安全施設の整備状況等を勘案し、安全で円滑な交通を確保するため、適正な交通規制を実施するとともに、供用開始後については、交通流の変動、道路構造の改良状況、交通安全施設の整備状況、交通事故の発生状況等を総合的に勘案して、交通実態に即した交通規制となるよう見直しを推進する。

また、大型貨物自動車等の通行区分規制、追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制、速度規制等の必要な安全対策を推進する。

さらに、交通事故発生時、天候不良等の交通障害発生時においては、その状況に即し、臨時交通規制を迅速かつ的確に実施し、二次事故の防止を図る。

エ 重大事故の再発防止

社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際は、速やかに当該箇所の道路交通環境等事故発生の要因について調査するとともに、事故要因に即した所要の対策を早急に講じることにより、当該事故と同様な事故の再発防止を図る。

オ 適切に機能分担された道路網の整備

- (ア) 高規格幹線道路(*)から居住地域内道路に至るネットワークを体系的に整備するとともに、歩道や自転車道等の整備を積極的に推進し、歩行者、自転車、自動車等の異種交通の分離を図る。
- (イ) 高規格幹線道路(*)等の整備やインターチェンジの増設等により、道路ネットワーク全体の安全性が向上し、交通量が分散されることにより渋滞が緩和され、京阪神圏から紀南地域への移動時間が短縮される。

また、災害時の代替ルートとしての利用、パトカーや救急車などの緊急車両の到着時間や搬送時間の短縮も期待される。

(ウ) 居住地内の通過交通の排除と交通の効果的な分散により、市街地における道路の著しい混雑、交通事故の多発等の防止を図るため、バイパス等の整備を推進する。

(エ) 幹線道路で囲まれた居住地域内や歩行者等の通行の多い商業地域内等においては、通過交通をできる限り幹線道路に転換させるなど道路機能の分化により、生活環境を向上させるため、補助的な幹線道路、区画道路^(※)、歩行者専用道路等の系統的な整備を総合的に実施する。

カ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進

高速自動車国道等においては、緊急に対処すべき交通安全対策を総合的に実施する観点から、交通安全施設等の整備を計画的に進めるとともに、適切な道路の維持管理、道路交通情報の提供等を積極的に推進し、安全水準の維持、向上を図る。

(ア) 安全で円滑な自動車交通を確保するため、緊急対策を実施すべき箇所について、雨天、夜間等の事故要因の詳細な分析を行い、これに基づき中央分離帯強化型防護さく^(※)、自発光式視線誘導標^(※)、高機能舗装^(※)、高視認性区画線^(※)の整備等を重点的に実施するとともに、道路構造上往復に分離されていない二車線の区間（暫定供用区間）については、対向車線へのはみ出しによる重大事故を防止するため高視認性ポストコーン^(※)、高視認性区画線^(※)の設置による簡易分離施設の視認性の向上、凹凸路面標示^(※)の設置、中央分離帯の設置等分離対策の強化を図る。また、逆走による事故防止のための標識や路面標示の整備を図るなど、総合的な事故防止対策を推進する。

また、事故発生後の救助・救急活動を支援する緊急開口部^(※)の整備等も併せて実施するとともに、高速自動車国道におけるヘリコプターによる救助救急活動を支援する。

(イ) 過労運転やイライラ運転を防止し、安全で快適な自動車走行に資するより良い走行環境の確保を図るため、本線の拡幅、事故や故障による停車車両の早期撤去等による渋滞対策、休憩施設の混雑解消等を推進する。

(ウ) 道路利用者の多様なニーズにこたえ、道路利用者へ適切な道路交通情報を提供する道路交通情報通信システム（VICS）^(※)及びITSスポット^(※)等の整備・拡充を図るとともに、渋滞の解消及び利用者サービスの向上を図るため、インターネット等広く普及している情報通信を活用して即時に道路交通情報提供を行う利用者サービスの向上等を推進する。

キ 改築等による交通事故対策の推進

交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、次の方針により道路の改築等による交通事故対策を推進する。

(ア) 歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、歩道等を設置するための既存道路の拡幅等により、道路交通の安全に寄与する道路の改築事業を推進する。

(イ) 交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るた

- め、幹線道路においては、交差点のコンパクト化、右折レーンの設置により進入速度の抑制を図るなど交差点改良等を推進する。また、狭小な道路の交差点においては、すみ切りや、カーブミラー等の設置を推進する。
- (ウ) 道路の機能と沿道の土地利用を含めた道路の利用実態との調和を図ることが、交通の安全の確保に資することから、路上駐停車対策等を推進する。
- (エ) 住居系地区等における歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行空間を確保するため、これらの者の交通量や通行の状況に即した整備を推進する。また、商業系地区等においても、同様に状況に即した整備を進めるとともに、一部地域では歩行者の安全性の向上を図るために車道を蛇行させ、心理的に車の速度を低下させるコミュニティ道路の整備を推進する。
- (オ) 交通混雑が著しいＪＲ駅周辺等で自転車等の大量放置の見られる箇所については、市、道路管理者、田辺警察署、ＪＲ及び地元住民の適切な協力関係を保持し、「田辺市自転車等の駐車秩序に関する条例」等に基づきＪＲ紀伊田辺駅周辺道路等に放置されている自転車等の整理・撤去を積極的に行い、併せて放置自転車の排除及び自転車の保管場所の確保等に関し、市民への広報・啓発活動を推進する。

また、駅前広場整備事業により、ＪＲ紀伊田辺駅前広場における自家用車送迎場を確保・明示し、交通混雑の解消及び歩行者や駐輪場からの自転車利用者の安全確保を図る。

- (カ) 世界遺産「熊野古道中辺路」をはじめとした史跡や文化的景観の残る地区における生活道路並びに観光客等の観光交通、及び幹線道路の通過交通を適切に分離するため、地区へ至る誘導路の整備、幹線道路からの案内板整備、地区内の標識・案内板等の整備を総合的に推進する。

ク 交通安全施設等の高度化

- (ア) 道路の構造及び交通の実態を勘案して、交通事故が発生する危険性が高い場所等に信号機を設置する。既存の信号機については、交通状況の変化に合理的に対応できるように、集中制御化、プロファイル化^(※)、系統化、速度感应化、多現示化、右折感应化等の高度化を推進する。特に、幹線道路で夜間等横断交通が極めて少なくなる場所については、信号機の閑散時半感应化、閑散時押ボタン化を推進する。
- (イ) 道路の構造、交通の状況等に応じた交通の安全を確保するために、道路標識の高輝度化等、高機能舗装^(※)、高視認性区画線^(※)の整備等を推進する。

(3) 交通安全施設等整備事業の推進

特に、交通の安全を確保する必要がある道路について、平成20年度から24年度までを計画期間とする社会資本整備重点計画（平成21年3月31日閣議決定）に基づき、公安委員会及び道路管理者が連携し、事故実態の調査を行いつつ、次の方針により重点的、効果的かつ効率的に交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図る。

また、平成25年度以降も、交通事故発生状況等を勘案し、総合的かつ計画的な歩道整備を始めとした交通安全施設等整備事業の推進を図る。

ア 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

生活道路において人優先の考えの下、「あんしん歩行エリア^(※)」(田辺市東部地区)における面的な交通事故対策を推進するとともに、少子高齢社会の進展を踏まえ、歩行空間のバリアフリー化及び通学路における安全安心な歩行空間の確保を図る。

また、自転車利用環境の整備、無電柱化の推進、安全上課題のある踏切の対策等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図る。

イ 幹線道路対策の推進

幹線道路では交通事故が特定の区間に集中して発生していることから、事故危険箇所など、事故の発生割合の大きい区間において重点的な交通事故対策を実施する。この際、事故データの客観的な分析による事故原因の検証に基づき、信号機の高度化、交差点改良等の対策を実施する。

ウ 交通円滑化対策の推進

交通安全に資するため、信号機の新設、高度化及び道路標識、道路標示の大型化、高輝度化、交差点の立体化等を推進するほか、駐車対策を実施することにより、交通容量の拡大を図り、交通の円滑化を推進する。

エ 道路交通環境整備への住民参加の促進

安全な道路交通環境の整備に当たっては、地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進するとともに、主要幹線道路において、道路利用者等が日常感じている意見について、「標識BOX」及び「信号機BOX」(はがき、インターネット等を利用して、運転者等から道路標識、信号機等に関する意見を受け付けるもの)、「道の相談室」^(※)等を活用して 取り入れ、道路交通環境の整備に反映する。

また、安全な道路交通環境の整備に係る住民の理解と協力を得るため、事業の進捗状況、効果等について積極的に公表する。

オ 連絡会議等の活用

和歌山県警察と道路管理者が設置している「和歌山県道路交通環境安全推進連絡会議」やその下に設置されている「アドバイザー会議」を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

(4) 効果的な交通規制の推進

道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、規制内容をより合理的なものにするよう努め、効果的な交通規制を行う。

ア 地域の特性に応じた交通規制

幹線道路では、駐停車禁止、転回禁止、指定方向外進行禁止、進行方向別通行区分^(※)等交通流を整序化するための交通規制を、また、生活道路では、一方通行、指定方向外進行禁止等を組み合わせ、通過交通を抑制するための交通規制を実施するほか、歩行者用道路、車両通行止め、路側帯の設置・拡幅等歩行者及び自転車利用者の安全を確保するための交通規制を強化する。

イ 安全で機能的な都市交通確保のための交通規制

安全で機能的な都市交通を確保するため、計画的に市街地における交通規

制を推進し、交通流・量の適切な配分・誘導を図る。

また、路線バス等大量公共輸送機関の安全・優先通行を確保するための交通規制を積極的に推進する。

ウ より合理的な交通規制の推進

より合理的な交通規制を図るため、和歌山県警察において交通規制の種類に応じ、当該交通規制を実施している道路における交通実態を調査・分析し、道路交通環境の変化等により現場の交通実態に適合しなくなったと認められる場合には、交通規制の内容の変更又は交通規制の解除、道路管理者に対する道路の整備又は改良の働き掛け、地方公共団体、民間事業者等に対する路外施設の整備等の働き掛け等の道路交通環境の整備を図る。

具体的には、平成21年及び22年に全面改正された新たな最高速度規制基準に基づき、最高速度規制が交通実態に合った合理的なものとなっているかどうかの点検及び見直しを推進する。

また、駐車規制については、必要やむを得ない貨物自動車の荷捌き、客待ちタクシー、二輪車、商店街（買物客）、ＪＲ紀伊田辺駅前等の対策を重点に、駐車規制の点検及び見直しを推進する。

さらに、信号制御については、歩行者、自転車の視点で、信号をより守りやすくするために、「歩行者の待ち時間の長い押しボタン信号の改善」、「幅員の狭い従道路を横断する歩行者の待ち時間の短縮」等についての点検及び見直しを推進する。

（５）自転車利用環境の総合的整備

ア 安全で快適な自転車利用環境の創出

クリーンな移動手段としての自転車の活用を図るとともに、歩行者と自転車の事故等への対策を講じるなど、安全で快適な自転車利用環境を創出する必要がある。自転車道や自転車専用通行帯、歩道上で歩行者と自転車が通行する部分を指定する普通自転車の歩道通行部分の指定等の自転車走行空間ネットワークの整備を推進する。さらに、自転車を共同で利用するコミュニティサイクルなどの自転車利用促進策や、ルール・マナーの啓発活動などのソフト施策を積極的に推進する。

イ 自転車等の駐車対策の推進

ＪＲ駅周辺等における放置自転車等の問題の解決を図るため、道路管理者、田辺警察署、鉄道事業者等が適切な協力関係を保持し、地域の状況に応じ、「田辺市自転車等の駐車秩序に関する条例」等によるＪＲ駅前広場及び道路に放置されている自転車等の整理・撤去等の推進を図る。

特に、バリアフリー新法^(※)に基づき、市が定める重点整備地区内における生活関連経路を構成する道路においては、高齢者、障害のある人等の移動の円滑化に資するため、自転車等の違法駐車に対する指導取締りの強化、広報啓発活動等の違法駐車を防止する取組及び自転車駐車場等の整備を重点的に推進する。

(6) 高度道路交通システム（ITS）^(※)の活用

最先端の情報通信技術（IT）等を用いて、人と道路と車とを一体のシステムとして構築し、安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に寄与することを目的とした高度道路交通システム（ITS）^(※)を引き続き推進する。

ア 道路交通情報通信システム^(※)の整備

安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムな渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供する道路交通情報通信システム（VICS）の整備・拡充を推進するとともに、情報提供の充実及び対応車載機の普及を図る。

また、より高度な道路交通情報の収集・提供のため、光ビーコン^(※)、ITSスポット^(※)等のインフラの整備を推進する。

(7) 交通需要マネジメント（TDM）^(※)の推進

道路交通の渋滞緩和及び円滑化を図るため、バイパス・環状道路の整備や交差点の改良等の交通容量の拡大策、交通管制の高度化等を推進する。併せて、広報・啓発活動を行い、その定着化を図る。

ア 公共交通機関利用の促進

公共交通機関の整備を支援し、鉄道、バス等の公共交通機関への転換による円滑な道路交通の実現を図る。

また、公共交通機関利用者の利便性の向上に資するため、鉄道・バス事業者による運行頻度・運行時間の見直し、乗り継ぎ改善等により、シームレスな^(※)公共交通の実現を図るとともに、JR紀伊田辺駅前広場等の整備を促進するなど、交通結節機能を強化する。

イ 自動車利用の効率化

相乗りや共同集配などを促進し、乗用車の平均乗車人数の増加及び貨物自動車の積載率の向上を図るなど、効率的な自動車利用を推進する。

(8) 災害に備えた道路交通環境の整備

ア 災害に備えた道路の整備

地震、豪雨、津波等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図る。

地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策を推進する。

また、豪雨時等においても、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路斜面等の防災対策や災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備を推進する。

津波に対しては、津波による人的被害を最小化するため、道路利用者への早期情報提供、迅速な避難を行うための避難路の整備及び津波被害発生時においても緊急輸送道路を確保するため、津波浸水域を回避する高規格幹線道路^(※)等の整備を推進する。

イ 災害に強い交通安全施設等の整備

地震、豪雨等による災害が発生した場合においても安全な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通監視カメラ、各種車両感知器、交通情報板等の交通安全施設の整備及び通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に実施するための道路災害の監視システムの開発・導入、交通規制資機材の整備を推進するとともに、災害発生時の停電に起因する信号機の機能停止による混乱を防止するため、予備電源として自動起動型信号機電源付加装置(*)の整備を推進する。

ウ 災害発生時における交通規制

災害発生時は、必要に応じて緊急交通路を確保し、それに伴う混乱を最小限に抑えるため、被災地への車両の流入抑制等の交通規制を迅速かつ的確に実施する。

また、災害対策基本法（昭和36年 法律第223号）による通行禁止等の交通規制を的確かつ迅速に行うため、信号制御により被災地への車両の流入を抑制するとともに、災害の状況や交通規制等に関する情報を交通情報板等により提供する。

エ 災害発生時における情報提供の充実

災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路、緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、地震計、交通監視カメラ、車両感知器、道路情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インターネット等情報通信技術（ＩＴ）を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を引き続き推進する。

(9) 総合的な駐車対策の推進

道路交通の安全と円滑を図り、都市機能の維持及び増進に寄与するため、交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進する。

ア 秩序ある駐車場の推進

道路環境、交通実態、駐車需要等の変化に伴い、より良好な駐車秩序を確立するため、時間、曜日、季節等による交通流・量の変化等の時間的視点と、道路の区間ごとの交通環境や道路構造の特性等の場所的視点の両面から現行規制の見直しを行い、駐車場の効用にも十分配意して、個々の時間及び場所に応じたきめ細かな駐車規制を推進する。

イ 違法駐車対策の推進

(ア) 悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を指向した、メリハリをつけた取締りを推進する。

(イ) 運転者の責任を追及できない放置駐車違反について、当該車両の利用者に対する放置違反金納付命令及び繰り返し放置違反金納付命令を受けた利用者に対する使用制限命令の積極的な活用を図り、利用者責任を強力に追及する。

他方、交通事故の原因となった違反や常習的な違反等悪質な放置駐車違反については、運転者の責任追及を徹底する。

ウ 駐車場等の整備

次の施策により駐車場の整備と有効利用を推進する。

- (ア)「田辺市民間駐車場整備助成金交付要綱」により、自動車交通が混雑する地区において、混雑を緩和するため、一時預かりの駐車場に対して助成を行う。
- (イ)「田辺市中高層建築物指導要綱」により、居住用の中高層建築物を建築する建築主に対し、駐車場の設置を指導する。

エ 違法駐車締め出し気運の醸成・高揚

違法駐車排除及び自動車の保管場所の確保等に関し、市民への広報・啓発活動を行うとともに、関係機関・団体との密接な連携を図り、地域交通安全活動推進委員の積極的な活用等により、住民の理解と協力を得ながら違法駐車締め出し気運の醸成・高揚を図る。

オ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進

必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域の駐車管理構想を見直し、自治会、地元商店街等地域の意見要望を十分に踏まえた駐車規制の点検・改善、道路利用者や関係事業者等による自主的な取組の促進、地元地方公共団体や道路管理者に対する路外駐車場や路上荷捌きスペース整備の働きかけ、違法駐車取締り、積極的な広報・啓発活動等ハード・ソフト一体となった総合的な駐車対策を推進する。

(10) 道路交通情報の充実

安全で円滑な道路交通を確保するためには、運転者に対して道路交通情報を分かりやすく提供することが重要であり、適時・適切な情報を提供するため、道路交通情報の充実を図る必要がある。

ア 情報収集・提供体制の充実

多様化する道路利用者のニーズにこたえて道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、光ファイバーネットワーク等の新たな情報技術を活用しつつ、交通監視カメラ、路側通信システム、車両感知器、交通情報板、道路情報提供装置等の整備による情報収集・提供体制の充実を図る。

イ 分かりやすい道路交通環境の確保

時間別・車種別等の交通規制の実効を図るための視認性・耐久性に優れた大型固定標識及び路側可変標識の整備並びに利用者のニーズに即した系統的で分かりやすい案内標識の整備を推進する。

また、主要な幹線道路の交差点及び交差点付近において、ルート番号等を用いた案内標識の設置を推進するとともに、地図を活用した多言語表記の実施等により、国際化の進展への対応に努める。

(11) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

ア 道路の使用及び占用の適正化等

(ア) 道路の使用及び占用の適正化

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、

道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。

(イ) 不法占用物件の排除等

道路交通に支障を与える不法占用物件等については、実態把握、強力な指導取締りによりその排除を行い、特に、市街地について重点的にその是正を実施する。

さらに、道路上から不法占用物件等を一掃するためには、沿道住民を始め道路利用者の自覚に待つところが大きいことから、不法占用等の防止を図るための啓発活動を沿道住民等に対して積極的に行い、「道路ふれあい月間」(*)等を中心に道路の愛護思想の普及を図る。

(ウ) 道路の掘り返しの規制等

道路の掘り返しを伴う占用工事については、事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整する。

さらに、掘り返しを防止する抜本的対策として共同溝等の整備を推進する。

イ 休憩施設等の整備の推進

過労運転に伴う事故防止や近年の高齢運転者等の増加に対応して、都市間の一般道路において追越しのための付加車線や「道の駅」等の休憩施設等の整備を積極的に推進する。

ウ 子供の遊び場等の確保

子供の遊び場の不足を解消し、路上遊び等による交通事故の防止に資するとともに、市街地における良好な生活環境づくり等を図るため、社会資本整備重点計画等に基づき、公園等の整備を推進する。

さらに、住宅地域や交通頻繁地域等の子供の遊び場等の環境に恵まれない地域やこれに近接する地域において、公立の保育所、小学校、中学校及び高等学校の校庭や体育施設等の開放の促進を図る。

エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法（昭和27年法律第180号）に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。また、必要とされる車両の寸法、重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、指導取締りの推進を図る。

オ 地域に応じた安全の確保

積雪寒冷等による通行規制地域においては、冬期の安全な道路交通を確保するため、冬期積雪・凍結路面对策として適時適切な除雪や凍結防止剤散布の実施等を推進する。

さらに、安全な道路交通の確保に資するため、気象、路面状況等を収集し、道路利用者に提供する道路情報提供装置等の整備を推進する。

2 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で、重要な意義を有している。

交通安全意識を向上させ交通マナーを身に付けるためには、人間の成長過程に合わせ、生涯にわたる学習を促進して市民一人一人が交通安全の確保を自らの課題として捉えるよう意識の改革を促すことが重要である。

また、人優先の交通安全思想の下、子供、高齢者、障害のある人等の交通弱者に関する知識を身につけさせるとともに、交通事故被害者等の痛みを思いやり、交通事故を起こさない意識を育てることが重要である。

このため、交通安全教育指針（平成10年 国家公安委員会告示第15号）等を活用し、幼児から高齢者に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行うとともに、少子高齢化社会の進展に伴い、子供や高齢者の特性を理解した上で、子供と高齢者に配慮する意識を高めるための啓発指導を強化する。

さらに、自転車を使用することが多い児童、中学生及び高校生に対しては、将来の運転者教育の基礎となるよう自転車の安全利用に関する指導を強化する。

学校においては、教育活動全体を通じて計画的かつ組織的な指導に努めるとともに、学校保健安全法に基づき学校安全計画を策定し、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導を実施する。障害のある児童生徒等に対しては、その障害の特性を踏まえ、交通安全に関する指導に配慮する。

交通安全教育・普及啓発活動を行うに当たっては、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に取り入れ、教材の充実を図るとともにインターネットを活用するなどして、市民が自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう、必要な情報を分かりやすく提供する。

また、行政、関係機関、各種団体、地域社会及び家庭が、互いに連携をとりながら地域ぐるみの活動が推進されるよう促す。特に、交通安全教育・普及啓発活動に当たる関係者の指導力の向上を図るとともに、地域における民間の指導者を育成し、地域の実情に即した自主的な活動を促進する。

また、地域ぐるみの交通安全教育・普及啓発活動を効果的に推進するため、高齢者を中心に、子供、親の3世代が交通安全をテーマに交流する世代間交流の促進に努める。

「交通事故をなくする田辺市民運動推進協議会」では、交通事故をなくすために、交通道德の高揚と交通事故防止のための施策を官民一体となって推進している。今後も、本協議会に加盟の関係機関等と積極的に連携をとりつつ、市民一人ひとりが交通事故をなくすために、正しい交通ルールや交通マナーの遵守に努められるよう、より効果的な活動を計画、実施していく。

田辺市交通指導員会では、毎月1日、15日の通園、通学時における児童、園児等に対する街頭指導、各種イベントでの交通雑踏整理等の活動を行う他、市教育委員会が実施する「明るい笑顔 街いっぱい運動」にも参加しており、今後も交通安全だけでなく、防犯面においても協力していく。

また、田辺市交通指導員会田辺支部、龍神支部、中辺路支部、大塔支部、本宮支部の5支部は、それぞれの地域の交通事情に応じた活動を行っている。今後も、上部組織である田辺市交通指導員会本部役員会を中心に、各支部の相互の連携、田辺警察署等関係機関との連携を密にし、活動を展開していく。

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

ア 幼児に対する交通安全教育の推進

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践するための知識や日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標とする。

幼稚園・保育所においては、家庭、地域、関係機関、団体等と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面をとらえて交通安全教育を計画的かつ継続的に行う。幼児に対して分かりやすい指導に努めるとともに、指導資料の作成、教職員の指導力の向上及び教材・教具の整備を推進する。

児童館及び児童遊園においては、遊びによる生活指導の一環として、交通安全に関する指導を推進するとともに、交通ボランティア団体等の組織化を促進し、その活動の強化を図る。

関係機関・団体は、幼児の心身の発達や交通状況等の地域の実情を踏まえた幅広い教材・教具・情報の提供等を行い、幼稚園・保育所等における交通安全教育を支援するとともに、幼児の保護者が常に幼児の手本となって安全に道路を通行するなど、家庭において適切な指導ができるよう、保護者に対する交通安全講習会等の実施に努める。

また、交通ボランティアによる幼児に対する通園時の安全な行動の指導、保護者を対象とした交通安全講習会等の開催を促進する。

イ 児童に対する交通安全教育の推進

児童に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とする。

小学校においては、家庭、地域、関係機関、団体等と連携・協力を図りながら、体育科を中心に各教科及び道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に交通安全教育を実施する。

小学校における交通安全教育を計画的に実施し、効果的なものとするため、関係機関が作成した、自転車の安全な利用や安全な通学のための教育教材等を活用し、交通安全教室の開催や教員を対象とした心肺そ生法の実技講習会等を実施する。

関係機関・団体は、小学校における交通安全教育の支援を行うとともに、

児童に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。また、保護者が日常生活の中で模範的な行動をとり、歩行中、自転車乗用中等実際の交通の場面で、児童に対し、基本的な交通ルールや交通マナーを教えられるよう保護者を対象とした交通安全講習会等を開催する。

さらに、交通指導員等による登下校時の児童の安全に係る指導を促進する。

ウ 中学生に対する交通安全教育の推進

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とする。

中学校においては、家庭、地域、関係機関、団体等と連携・協力を図りながら、学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当等について重点的に交通安全教育を実施する。

中学校における交通安全教育を計画的に実施し、効果的なものとするため、関係機関が作成した、自転車の安全な利用や安全な通学のための教育教材等を活用し、交通安全教室の開催や教員等を対象とした心肺蘇生法の実技講習会等を実施する。

関係機関・団体は、中学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行うとともに、地域において、保護者対象の交通安全講習会や、中学生に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。

エ 高校生に対する交通安全教育の推進

高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し自他の生命を尊重するなど、責任を持って行動することができるような健全な社会人を育成することを目標とする。特に自転車が車両である事の認識を深め、交通ルールとマナーの重要性が実感できる教育を推進する必要がある。

高等学校においては、家庭、地域、関係機関、団体等と連携・協力を図り、春と秋に交通安全街頭指導、毎月15日に自転車マナーアップキャンペーンを実施し、また、学校の教育活動全体を通じて、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を行う。

また、二輪車の安全に関する指導については、運転免許を「取らない」、二輪車等を「買わない」、「乗らない」、「親は子供の要求に負けない」を目標とした、いわゆる「3＋1ない運動」を推進しつつ、生徒の実態や地域の実情に応じて、安全運転を推進する機関・団体やPTA等と連携しながら、安全運転に関する意識の高揚と実践力の向上を図るとともに、実技指導等を含

む実践的な交通安全教育の充実を図る。

関係機関・団体は、高等学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行う。また、地域において、高校生及び相当年齢者に対して暴走族等への加入阻止も視野に入れた補完的な交通安全教育の推進を図る。

また、小中学校等との交流を図るなどして高校生の果たしうる役割を考えさせるとともに、交通安全活動への積極的な参加を促す。

オ 成人に対する交通安全教育の推進

成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得時及び免許取得後の運転者の教育を中心として行うほか、社会人等に対する交通安全教育の充実に努める。

運転免許取得時の教育は、自動車教習所における教習が中心となることから、教習水準の一層の向上に努める。

免許取得後の運転者教育は、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な技能及び技術、特に危険予測・回避の能力の向上、交通事故被害者等の心情等交通事故の悲惨さに対する理解及び交通安全意識・交通マナーの向上を目標とし、公安委員会が行う各種講習、自動車教習所、民間の交通安全教育実施施設等が受講者の特性に応じて行う運転者教育及び事業所の安全運転管理の一環として安全運転管理者、運行管理者等が行う交通安全教育を中心として行う。

自動車の使用者は、安全運転管理者、運行管理者等を法定講習、指導者向けの研修会等へ積極的に参加させ、事業所における自主的な安全運転管理の活発化に努める。また、自動車安全運転センター安全運転中央研修所等の研修施設において、高度な運転技術、指導方法を身に付けた運転者教育指導者の育成を図るとともに、これらの交通安全教育を行う施設の整備を推進する。

地域においては、(財)和歌山県交通安全協会田辺支部、田辺地区地域交通安全活動推進委員連絡協議会、田辺地区交通安全母の会、田辺市交通指導員会等の活動に対する積極的な指導支援を行い、自動車販売企業等による「セーフティアドバイザー」(*)の活動促進を図るなど、交通安全関係機関・団体による実践活動を促進する。

また、公民館等の社会教育施設においても、交通安全のための啓発や学習機会の提供を図るとともに、PTA、女性団体、青少年団体、自治組織等による交通安全活動の実践を促進する。

カ 高齢者に対する交通安全教育の推進

高齢化の更なる進展による高齢者の関係する交通事故の増加に伴い、高齢者に対する交通安全教育を積極的に推進する。

高齢者に対する交通安全教育は、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的技能及び交通ルール等の知識を習得させることを目標とする。

高齢者に対する交通安全教育を推進するため、市、県、田辺警察署及び老

人クラブ等関係機関・団体との連携のもと、高齢者に対する交通安全指導担当者の養成、教材・教具等の開発等、指導体制の充実に努めるとともに、シルバーリーダー等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進する。市では、平成21年度より「いきいき田辺交通安全大学」を開催しているほか、「交通事故をなくする田辺市民運動推進協議会」では、県の高齢者交通安全対策事業を活用して交通安全教室を開催するなど、高齢者の交通事故の特性や交通事故防止策など地域の実情に応じた交通安全教育を実施することにより、参加者はもとより、地域住民全体の交通安全意識の向上に努める。

老人クラブや田辺市社会福祉協議会などの関係機関・団体、交通ボランティア、医療機関・福祉施設関係者等と連携して、高齢者の交通安全教室等を開催するとともに、高齢者に対する社会教育活動・福祉活動、各種の催し等の多様な機会を活用した交通安全教育を実施する。

特に、交通安全教育を受ける機会のなかった高齢者を中心に、家庭訪問による個別指導、高齢者と日常的に接する機会を利用した助言等が地域ぐるみで行われるように努める。この場合、高齢者の自発性を促すことに留意しつつ、高齢者の事故実態に応じた具体的な指導を行うこととし、反射材用品の活用等交通安全用品の普及にも努める。

また、高齢運転者に対しては、老人クラブや田辺市社会福祉協議会などの関係機関・団体、自動車教習所等と連携して、個別に安全運転の指導を行う講習会等を開催し、高齢運転者の受講機会の拡大を図るとともに、その自発的な受講の促進に努める。

電動車いすを利用する高齢者に対しては、電動車いすの製造メーカー等で組織される団体等と連携して、購入時の指導・助言を徹底するとともに、安全利用に向けた交通安全教育の促進に努める。

また、地域における高齢者の安全運転の普及を促進するため、シルバーリーダーを対象とした安全運転教育を実施する。

さらに、地域及び家庭において適切な助言等が行われるよう、田辺地区交通安全母の会の活動や、高齢者を中心に、子供、親の3世代が交通安全をテーマに交流する世代間交流の促進に努める。

キ 障害のある人に対する交通安全教育の推進

障害のある人に対しては、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、地域における福祉活動の場を利用するなどして、障害の程度に応じ、きめ細かい交通安全教育を推進する。また、手話通訳者の配置、字幕入りビデオの活用等に努めるとともに、身近な場所における教育機会の提供、効果的な教材の開発等に努める。

さらに、自立歩行ができない障害のある人に対しては、介護者、交通ボランティア等の障害のある人に付き添う者を対象とした講習会等を開催する。

(2) 効果的な交通安全教育の推進

交通安全教育を行うに当たっては、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用する。

交通安全教育を行う機関・団体は、交通安全教育に関する情報を共有し、他の関係機関・団体の求めに応じて交通安全教育に用いる資機材の貸与、講師の派遣及び情報の提供等、相互の連携を図りながら交通安全教育を推進する。

また、受講者の年齢や道路交通への参加の態様に応じた交通安全教育指導者の養成・確保、教材等の充実及び映像記録型ドライブレコーダーによって得られた事故等の情報を活用するなど効果的な教育手法の開発・導入に努める。

さらに、交通安全教育の効果を確認し、必要に応じて教育の方法、利用する教材の見直しを行うなど、常に効果的な交通安全教育ができるよう努める。

(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

ア 交通安全運動の推進

市民一人一人に広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、市民自身による道路環境の改善に向けた取組を推進するための市民運動として、「交通事故をなくする田辺市民運動推進協議会」が主体となり交通関係機関・団体が相互に連携して、交通安全運動を組織的・継続的に展開する。

交通安全運動の実施に当たっては、高齢者の交通事故防止、子供の交通事故防止、全ての座席のシートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底、夜間（特に薄暮時）における交通事故防止、自転車の安全利用の推進、飲酒運転の根絶等を運動の重点とし、地域の実情に即した効果的な運動を実施する。

また、事前に、運動の趣旨、実施期間、運動重点、実施計画等について広く住民に周知することにより、市民参加型の交通安全運動の充実・発展を図るとともに、市民本位の運動として展開されるよう、事故実態、市民や交通事故被害者や遺族のニーズ等を踏まえた実施に努める。

さらに、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体及び交通ボランティアの参加促進を図り、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催等により、交通事故を身近なものとして意識させる交通安全活動を促進する。

イ 自転車の安全利用の推進

自転車乗車中の交通事故や自転車による迷惑行為を防止するため、「自転車安全利用五則」を活用するなどにより、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図る。特に、自転車の歩道通行時におけるルールについての周知・徹底を図る。

なお、自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しており、交通に参加する者としての十分な自覚・責任が求められることから、そうした意識の啓発を図る。

また、薄暮の時間帯から夜間にかけて自転車の重大事故が多発する傾向にあることを踏まえ、自転車の灯火の点灯を徹底し、自転車の側面等への反射材の取付けを促進する。

自転車で同乗する幼児の安全を確保するため、保護者に対して幼児の同乗が運転操作に与える影響等を体感できる参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するほか、幼児を同乗させる場合において安全性に優れた幼児二人同

乗用自転車の普及を促進する。

幼児・児童の自転車用ヘルメットについて、あらゆる機会を通じて保護者等に対し、頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての理解促進に努め、着用の徹底を図る。

ウ すべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、すべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図る（平成22年10月現在における一般道のシートベルト着用率は、運転席94.6%、助手席85.7%、後部座席34.4%[調査場所：田辺市稲成町]和歌山県警察とJ A Fとの合同調査）。

このため、市、県及び関係機関・団体等との協力の下、あらゆる機会・媒体を通じて積極的に普及啓発活動を展開する。

エ チャイルドシートの正しい着用の徹底

チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、着用推進シンボルマーク等を活用しつつ、幼稚園、保育所、病院等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発・指導に努め、正しい使用の徹底を図る。

さらに、チャイルドシート販売店等における利用者への正しい使用の指導助言を推進する。

オ 反射材用品の普及促進

夜間における視認性を高め、歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品や自発光式ライト等の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進するとともに、反射材用品等の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、参加・体験・実践型の交通安全教育の実施及び関係機関・団体との連携による自転車の街頭指導等で「配る」活動から「貼る」活動を展開するほか、交通関係イベントを通じて反射材用品の展示販売を行うなど、反射材の普及促進に努める。

反射材用品等は、全年齢層を対象として普及を図ることとするが、歩行中の交通事故死者数の中で占める割合が高い高齢者に対しては、特にその普及の促進を図る。また、衣服や靴、鞆等の身の回り品への反射材の組み込みを推奨するとともに、適切な反射性能を有する製品についての情報提供に努める。

特に、秋口の日没時間が早くなることにより、夕暮れ時の、自動車、自転車、歩行者の動きが重なり合う時間帯に、交通事故が多発する傾向にあることから、田辺警察署等と連携し、「交通事故をなくする田辺市民運動推進協議会」「田辺市交通指導員会」等の交通安全啓発団体を中心に、普及促進を行う。

カ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を引き続き推進するとともに、交通ボランティアや安全運転管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携してハンドルキーパー運動の普及啓発に努めるなど、地域、職域等における飲酒運転根絶の取組を更に進め、「飲酒運転をしない、させない」という市

民の規範意識の確立を図る。

キ 効果的な広報の実施

交通安全に関する広報については、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の広報媒体を活用して、交通事故等の実態を踏まえた広報、日常生活に密着した内容の広報等、具体的で訴求力の高い内容を重点的かつ集中的に実施するなど、実効の挙がる広報を次の方針により行う。

- (ア) 家庭、学校、職場、地域等と一体となった広範なキャンペーンや、官民が一体となった各種の広報媒体を通じての集中的なキャンペーン等を積極的に行うことにより、高齢者の交通事故防止、全ての座席のシートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底、飲酒運転の根絶、違法駐車排除等を図る。
- (イ) 交通安全に果たす家庭の役割は極めて大きいことから、市、県及び関係機関・団体等による広報紙を通じて家庭に浸透するきめ細かな広報の充実に努め、子供、高齢者等を交通事故から守るとともに、飲酒運転を根絶し、暴走運転、無謀運転等を追放する。
- (ウ) 民間団体の交通安全に関する広報活動を援助するため、市、県及び関係機関等は、交通の安全に関する資料、情報等の提供を積極的に行うとともに、報道機関の理解と協力を求め、気運の盛り上がりを図る。

ク その他の普及啓発活動の推進

- (ア) 高齢者の交通事故防止に関する意識を高めるため、高齢者交通安全マークの普及・活用を図るとともに、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響等について科学的な知見に基づいた広報を積極的に行う。
また、他の年齢層に高齢者の特性を理解させるとともに、高齢運転者標識（高齢者マーク）を取り付けた自動車への保護意識を高めるように努める。
- (イ) 薄暮の時間帯から夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあることから夜間の重大事故の主原因となっている最高速度違反、飲酒運転等による事故実態・危険性等を広く周知し、これら違反の防止を図る。
また、季節や気象の変化、地域の実態等に応じ、交通情報板等を活用するなどして自動車及び自転車の前照灯の早期点灯を促す。
- (ウ) 市民が、交通事故の発生状況を認識し、交通事故防止に関する意識の啓発等を行うことができるよう、インターネット等を通じて事故データ及び事故多発地点に関する情報の提供に努める。
- (エ) 自動車アセスメント情報^(※)や、安全装置の有効性、自動車の正しい使い方点検整備の方法に係る情報、交通事故の概況等の情報を総合的な安全情報として取りまとめ、自動車ユーザー、自動車運送事業者、自動車製作者等の情報の受け手に応じ適時適切に届けることにより、関係者の交通安全に関する意識を高める。
- (オ) 学識経験者と参加者による討議等により、交通安全活動に新しい知見を与え、交通安全意識の高揚を図ることを目的とした各種会議を開催する。

(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

交通安全を目的とする民間団体については、交通安全指導者の養成等の事業及び諸行事に対する援助並びに交通安全に必要な資料の提供活動を充実するなどその主体的な活動を促進する。また、地域団体、自動車製造・販売団体、自動車利用者団体等については、それぞれの立場に応じた交通安全活動が地域の実情に即して効果的かつ積極的に行われるよう、交通安全運動等の機会を利用して働き掛けを行う。そのため、交通安全対策に関する行政・民間団体間及び民間団体相互間において定期的に連絡協議を行い、交通安全に関する市民挙げての活動の展開を図る。

「交通事故をなくする田辺市民運動推進協議会」では、官民一体となった組織となっているため、特に、春と秋の全国交通安全運動、わかやま夏・冬の交通安全運動前には、運動の趣旨を理解いただくため、加盟団体に運動の要綱やポスターを送付し、それぞれの立場においても自主的な活動の推進をお願いする。

また、交通指導員等交通ボランティア等に対しては、交通安全指導技術等の向上に資する援助を行うことなどにより、その主体的な活動を促進する。

特に、田辺市交通指導員会では、和歌山県交通指導員会連絡協議会、田辺周辺交通指導員会連絡協議会等が主催する研修会に積極的に参加し、資質の向上及び相互の連絡協調を図る。

3 安全運転の確保

安全運転を確保するためには、運転者の能力や資質の向上を図ることが必要であり、このため、運転者のみならず、これから運転免許を取得しようとする者までを含めた運転者教育等の充実に努める。

特に、今後大幅に増加することが予想される高齢運転者に対する教育等の充実を図る。運転免許制度については、最近の交通情勢を踏まえて必要な改善を図る。

また、今後の自動車運送事業の変化を見据え、企業・事業所等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、企業・事業所等の自主的な安全運転管理対策の推進及び自動車運送事業者の安全対策の充実を図るとともに、交通労働災害の防止等を図るための取組を進める。

(1) 運転者教育等の充実

安全運転に必要な知識及び技能を身に付けた上で安全運転を実践できる運転者を育成するため、免許取得前から交通安全教育の充実を図るとともに、免許取得時及び免許取得後においては、特に、実際の交通場面で安全に運転する能力を向上させるための教育を行う。

また、これらの機会が、単なる知識や技能を教える場にとどまることなく、交通事故の悲惨さの理解を深める教育、自らの身体機能の状況や健康状態について自覚を促す教育等を行うことを通じて、運転者の安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるよう、教育内容の充実を図る。

ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実

(ア) 自動車教習所における教習の充実

自動車教習所の教習に関し、交通事故の発生状況、道路環境等の交通状況を勘案しつつ、教習指導員等の資質の向上、教習内容及び技法の充実を図り、教習水準を高める。

また、教習水準に関する情報の市民への提供に努める。

(イ) 取得時講習の充実

原付免許、普通二輪免許、大型二輪免許、普通免許、中型免許、大型免許、普通二種免許、中型二種免許及び大型二種免許を取得しようとする者に対する取得時講習の充実に努める。

イ 運転者に対する再教育等の充実

取消処分者講習、停止処分者講習、違反者講習、初心運転者講習、更新時講習及び高齢者講習により運転者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習施設・設備の拡充を図るほか、講習指導員の資質向上、講習資機材の高度化並びに講習内容及び講習方法の充実に努める。

特に、飲酒運転を防止するという観点から、飲酒運転違反者に対する取消処分者講習の在り方を見直し、その内容を充実させる。

自動車教習所については、既に運転免許を取得した者に対する再教育も実施するなど、地域の交通安全教育センターとしての機能の充実に努める。

ウ 二輪車安全運転対策の推進

取得時講習のほか、二輪車安全運転講習及び原付安全運転講習の推進に努める。また、指定自動車教習所における交通安全教育体制の整備等を促進し、

二輪車運転者に対する教育の充実強化に努める。

エ 高齢運転者対策の充実

(ア) 高齢者に対する教育の充実

指定自動車教習所で行われる講習予備検査（認知機能検査）及び高齢者講習の実施状況を点検し、検査の判定基準が適正なものであるか検証を行い、検査結果に基づく高齢者講習の効果的な実施を指導し、高齢者に対する教育の充実を図る。

(イ) 臨時適性検査の確実な実施

講習予備検査（認知機能検査）の機会等を通じて、認知症の疑いがある運転者の把握に努め、臨時適性検査の確実な実施等により、安全な運転に支障のある者については運転免許の取消等の行政処分を行う。

また、臨時適性検査の円滑な実施のため、医師等との連携強化を図る。

(ウ) 運転経歴証明書の充実

運転経歴証明書の身分証明書としての機能を充実させ、運転免許証を自主返納した者の支援に努める。

(エ) 高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用

高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者マークの積極的な使用の促進を図る。

オ シートベルト、チャイルドシート及び乗車中ヘルメットの正しい着用の徹底

全ての座席のシートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底を図るため、関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等あらゆる機会を通じて、着用効果の啓発等着用推進キャンペーンを積極的に行うとともに、シートベルト、チャイルドシート及び乗車中ヘルメット着用義務違反に対する街頭での指導取締りの充実を図る。

カ 自動車安全運転センターの業務の充実

自動車安全運転センター安全運転中央研修所における各種の訓練施設を活用し、高度の運転技能と専門的知識を必要とする安全運転指導者、職業運転者、青少年運転者等に対する参加・体験・実践型の交通安全教育の充実を図る。

キ 自動車運転代行業の指導育成等

自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全及び利用者の保護を図るため、自動車運転代行業者に対し、立入検査等を行うほか、無認定営業、損害賠償措置義務違反、無免許運転等の違法行為の厳正な取締りを実施する。

ク 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実

自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断については、民間参入の促進を図る等により、受診環境の整備を行い、受診を積極的に促進する。

ケ 悪質危険な運転者の早期排除

行政処分制度の適正かつ迅速な運用により長期未執行者の解消に努めるなど悪質危険な運転者の早期排除を図る。

(2) 運転免許制度の改善

交通事故の傾向等、最近の交通情勢を踏まえて見直された運転免許制度の円滑な施行に努める。

運転免許試験については、現実の交通環境における能力の有無を的確に判定するものになっているかについて検証を行い、必要に応じ、技能試験コースの見直し等を行う。また、運転免許試験場における障害のある人等のための設備・資機材の整備及び運転適性相談活動の充実を図る。

(3) 安全運転管理の推進

安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）に対する講習の充実等により、これらの者の資質及び安全意識の向上を図るとともに、事業所内で交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適切に行われるよう、安全運転管理者等を指導する。

また、安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図り、企業内の安全運転管理体制を充実、強化し、安全運転管理業務の徹底を図る。

さらに、事業活動に関してなされた道路交通法違反等についての使用者等への通報制度を十分活用するとともに、使用者、安全運転管理者等による下命、容認違反等については、使用者等の責任追及を徹底し適正な運転管理を図る。

事業活動に伴う交通事故防止を更に促進するため、映像記録型ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計等（以下「ドライブレコーダー等」という。）の安全運転の確保に資する車載機器の普及促進に努めるとともに、ドライブレコーダー等によって得られた事故等の情報の交通安全教育や安全運転管理への活用方法について周知を図る。

(4) 自動車運送事業者の安全対策の充実

ア 自動車運送事業者等に対する監督指導の充実

業務との密接な関係の中で発生する交通事故を防止するため、「労働基準法」（昭和22年法律第49号）、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）及び、「交通労働災害防止のためのガイドライン」等の履行の徹底を図り、これらに基づく適切な労務管理及び運行管理が行われるよう自動車運送事業者に対し監督指導を実施する。この場合新規に参入した事業者を優先する。

なお、過重労働等により重大な事案を発生させた事業者に対しては関係行政機関と連携のうえ、必要な監督指導を実施し、労務管理若しくは運行管理に重大な問題が認められた場合には厳正に対処する。

また、関係行政機関の連絡会議や相互通報制度を活用し、過労運転による事故につながりかねない情報の交換を行い、的確に監督指導対象事業場を選定する。

加えて、関係事業者団体の指導を徹底させ、当該団体を通じての自主的な取り組みの促進に努める。

特に、貨物自動車運送事業者については、貨物自動車運送適正化事業実施機関を通じての過労運転・過積載の防止等運行の安全を確保するための指導

の徹底を図る。

さらに、自動車運送事業者による社内一丸となった安全管理体制の構築・改善を図るため、国がその構築状況を評価・助言する運輸安全マネジメント評価(*)制度の一層の浸透・徹底を図る。

このほか、平成23年4月1日施行の自動車運送事業者に対する点呼時におけるアルコール検知器の使用義務付け（旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令並びに関係通達の改正）により、自動車運送事業者における飲酒運転ゼロを目指す。

イ 安全運転の確保に資する機器の普及促進及び活用策の充実

ドライブレコーダー等の安全運転の確保に資する機器の普及促進に努めるとともに、運送事業者における乗務員のリスク情報の把握や共有、経営者や運行管理者による事故の再発防止対策の検討・立案等を容易に、かつ、効率的・効果的に実施するための映像記録型ドライブレコーダーの活用手順について周知を図る。また、映像記録型ドライブレコーダーより得られた情報の事故分析への更なる活用方法等について検討し、活用方法等の充実に努める。

ウ 自動車運送事業者に係る事故の要因分析の実施

事業用自動車の事故に関する情報の充実に資するため、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に基づく事故情報の収集・分析に加え、自動車運送事業に係る交通事故要因分析のための情報収集・分析を充実及び強化するとともに、これらの事故情報について、多角的に分析等を実施する。

エ 運行管理者等に対する指導講習の充実

運行管理者等に対する指導講習について、民間参入の促進を図ること等により、受講環境の整備を行う。

オ 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関において、貨物自動車運送事業者について、利用者が安全性の高い事業者を選択することができるようにするとともに、事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」（通称Gマーク事業）を促進する。

また、国、地方公共団体及び民間団体等において、貨物自動車運送を伴う業務を発注する際には、それぞれの業務の範囲内で道路交通の安全を推進するとの観点から、安全性優良事業所（通称Gマーク認定事業所）の認定状況も踏まえつつ、関係者の理解も得ながら該当事業所が積極的に選択されるよう努める。

（５）交通労働災害の防止等

ア 交通労働災害の防止

自動車運送事業者には、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づき、①交通労働災害防止のための管理体制の確立、②自動車運転者の睡眠時間の確保に配慮した適正な労働時間等管理の実施と走行管理の充実、③自動車運転者に対する教育の実施、④健康診断の実施と検診結果の事後措置の促進、⑤交通労働災害防止に対する意識の高揚、を図るとともに、荷主・元請事業者には、自動車運送事業者の安全運行が確保できるよう適正な到着時

間の設定や適正ルートの設定について、荷主・元請事業者が自動車運送事業者と協働して取り組めるよう指導する。

この場合、交通労働災害が多発傾向にある第三次産業に対する周知に留意する。

また、これらが効果的に実施されるよう関係事業者団体とも連携し、事業場における交通労働災害防止担当管理者の選任を促進させるとともに、同管理者及び運転者に対し教育を実施する。

なお、交通労働災害防止対策の好事例の収集、モデル事業の育成にも努め、必要に応じて交通労働災害防止指導員による事業場に対する個別指導の実施を要請する。

イ 自動車運転者の法定労働条件と安全衛生の確保

自動車運転者の労働時間、及び賃金等の労働条件と安全衛生管理が、「労働基準法」及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」、「労働安全衛生法」等関係法令の定めるところにより、適正に確保されるよう監督指導を実施する。

また、自動車運送事業者に対して、「自動車運転者時間管理等指導員制度」の利用を勧奨し、利用を希望する事業者には自動車運転者時間管理等指導員が個別指導を行い、自動車運転者の労働条件及び安全衛生の確保と改善を図ることとする。

このほか、関係行政機関において連絡会議及び相互通報制度等の活用を図り、必要に応じて合同による監査・監督を実施する。

(6) 道路交通に関連する情報の充実

ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等

危険物の輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の軽減に資する情報提供の充実等を図るため、イエローカード（危険有害物質の性状、処理剤及びその調達先等事故の際必要な情報を記載した緊急連絡カード）の携行、関係法令の遵守、乗務員教育の実施等について危険物運送事業者の指導を強化する。

また、危険物運搬車両の交通事故による危険物の漏洩等が発生した場合に、安全かつ迅速に事故処理等を行うため、消防庁危険物規制課提供の危険物災害等情報支援システムの活用を積極的に図る。

イ 気象情報等の充実

道路交通に影響を及ぼす自然現象を的確に把握するため、気象庁等が発表する警報や注意報等の情報を収集・分析するとともに、適時・適切な発表及び迅速な伝達に努める。また、道路の降雪状況や路面状況等を収集し、道路利用者に提供する道路情報提供装置等の整備を推進する。

さらに、気象、地震、津波、火山現象等に関する観測施設を適切に整備・配置し、維持するとともに、防災関係機関等との間の情報の共有やITを活用した観測・監視体制の強化を図るものとする。このほか、広報や講習会等を通じて気象知識の普及に努める。

4 車両の安全性の確保

(1) 自動車アセスメント情報^(※)の提供等

国土交通省と独立行政法人自動車事故対策機構は、より安全な自動車の普及促進を図るため、市販されている自動車の安全性能について試験などによる評価を行い、その結果を「自動車アセスメント情報^(※)」としてパンフレット等を作成している。こうした資料も活用しながら市民に情報の提供を行っていく。

(2) 自動車の検査及び点検整備の充実

ア 自動車の検査の充実

道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせて進化する自動車技術に対応して、電子化された安全装置の故障診断検査機器の開発、IT化による自動車検査情報の活用等の検査の高度化を進めるなど、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく新規検査等の自動車検査の確実な実施を図る。

また、不正改造を防止するため、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、不正改造車両を始めとした整備不良車両及び基準不適合車両の排除等を推進する。

指定自動車整備事業制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を強化する。さらに、軽自動車の検査については、その実施機関である軽自動車検査協会における検査の効率化を図るとともに、検査体制の充実強化を図る。

イ 型式指定制度^(※)の充実

車両の構造に起因する事故の発生を防止するため、型式指定制度^(※)により新型自動車の安全性の審査体制の充実を図る。

ウ 自動車点検整備の充実

(ア) 自動車点検整備の推進

自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施を図るため、「自動車点検整備推進運動」を関係者の協力の下に展開するなど、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に促進する。

また、自動車運送事業者の保有する事業用車両の安全性を確保するため、自動車運送事業者監査、整備管理者研修等のあらゆる機会をとらえ、関係者に対し、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進する。

なお、車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図る。

(イ) 不正改造車の排除

道路交通に危険を及ぼすなど社会的問題となっている暴走族等の不正改造車や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行を確保するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下に「不正改造車を排除する運動」を展開し、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査等を強化することにより、不正改造防止について、自動車ユーザー及び自動車関係事業者等の認識を高める。

また、不正改造行為の禁止及び不正改造車両に対する整備命令制度について、その的確な運用に努める。

(ウ) 自動車分解整備事業の適正化及び近代化

点検整備に対する自動車ユーザーの理解と信頼を得るため、自動車分解整備事業者に対し、整備料金、整備内容の適正化について、消費者保護の観点も含め、その実施の推進を指導する。また、自動車分解整備事業者における経営管理の改善や整備の近代化等への支援を推進する。

(エ) 自動車の新技術への対応等整備技術の向上

自動車新技術の採用・普及、車社会の環境の変化に伴い、自動車を適切に維持、管理するためには、自動車整備業がこれらの変化に対応する必要があることから、関係団体からのヒアリング等を通じ自動車整備業の現状について把握するとともに、自動車整備業が自動車の新技術及び多様化するユーザーニーズに対応するための環境整備・技術の高度化を推進する。

また、整備主任者等を対象とした新技術研修の実施等により、整備要員の技術の向上を図るとともに、新技術が採用された自動車の整備や自動車ユーザーに対する自動車の正しい使用についての説明等のニーズに対応するため一級自動車整備士制度の活用を推進する。

(オ) ペーパー車検等の不正事案に対する対処の強化

民間能力の活用等を目的として、指定自動車整備事業制度が設けられているが、近年ペーパー車検等の不正事案が発生していることから、制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を引き続き行う。

(3) リコール制度の充実・強化

自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車製作者等及びユーザーからの情報収集に努め、自動車製作者等への監査を実施するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行う。

さらに、ユーザーの目線に立った、より迅速かつ着実なリコール実施のための情報収集体制及び調査分析体制の強化を図るため、次の施策を講じる。

○ 情報収集体制の強化

不具合情報やリコール情報等に関し、自動車製作者等から収集している不具合情報の拡充、海外機関との連携強化等により、情報収集体制の充実強化を図る。

○ 調査分析体制の強化

収集した不具合情報について、スクリーニング^(※)を的確に実施するとともに、独立行政法人交通安全環境研究所における技術検証体制を一層強化し、調査分析体制の充実強化を図る。

また、ユーザーに対し、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供を行う。

(4) 自転車の安全性の確保

自転車の安全な利用を確保し、自転車事故の防止を図るため、駆動補助機付

自転車（人の力を補うため原動機を用いるもの）及び普通自転車の型式認定制度を活用する。また、自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成するとともに、自転車事故による被害者の救済に資するため各種保険の普及に努める。

さらに、夜間における交通事故の防止を図るため、灯火の取付けの徹底と反射器材等の普及促進を図り、自転車の被視認性の向上を図る。

（５）交通関係用品の安全性の確保及び向上

乗車用ヘルメットの安全性の確保については、利用者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するとの観点から、現在、自動二輪車乗車用ヘルメット及び原動機付自転車乗車用ヘルメットを消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）に規定する特定製品に指定しており、これにより、基準に適合しない製品の製造・輸入・販売を禁止している。同法に基づく製造・輸入事業者の届出等の受理、届出事業者に対する報告徴収・立入検査等を通じて、こうした製品の安全性を確保する。

5 道路交通秩序の維持

交通ルール無視による交通事故を防止するためには、交通指導取締り、交通事故事件捜査、暴走族等の取締り等を通じ、道路交通秩序の維持を図る必要がある。

このため、交通事故実態等を的確に分析し、死亡事故等重大事故に直結する悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。

また、事故原因の徹底究明を求める市民意識の高まり等を踏まえ、交通事故事件その他の交通犯罪の捜査を適正かつ迅速に行うため、捜査体制及び装備等の充実強化を図る。

さらに、暴走族等の対策を強力に推進するため、関係機関・団体が連携し、暴走行為をさせない環境づくりを推進するとともに、取締り体制及び装備資機材の充実強化を図る。

(1) 交通の指導取締りの強化等

ア 一般道における効果的な指導取締りの強化等

一般道路においては、歩行者及び自転車利用者の事故防止並びに事故多発路線等における重大事故の防止に重点を置いて、交通指導取締りを効果的に推進する。

(ア) 悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りの強化等

指導取締り体制を充実し、児童、高齢者、障害のある人等の保護の観点に立ち、交通事故多発路線等における交通取締りを推進し、無免許運転、飲酒運転、著しい速度超過、交差点関連違反等の悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りの強化を図る。

(イ) 背後責任の追及

事業活動に関してなされた過積載、過労運転等の違反については、自動車の使用者等に対する責任追及を徹底するとともに、必要に応じ自動車の使用制限命令や荷主等に対する再発防止命令を行い、また、事業者の背後責任が明らかとなった場合は、それらの者に対する指導、監督処分等を行うことにより、この種の違反の防止を図る。

(ウ) 自転車利用者に対する指導取締りの推進

自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止及び歩道通行者に危険を及ぼす違反等に対して積極的に指導警告を行うとともに、これに従わない悪質・危険な自転車利用者に対する検挙措置を推進する。

イ 高速自動車国道等における指導取締りの強化等

高速自動車国道等においては、重大な違反行為はもちろんのこと、軽微な違反行為であっても重大事故に直結するおそれがあることから、交通の指導取締り体制の整備に努め、交通流や交通事故発生状況等の交通の実態に即した効果的な機動警ら等を実施することにより、違反の未然防止及び交通流の整序を図る。

また、交通指導取締りは、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反を重点とし、特に、著しい速度超過、飲酒運転、車間距離不保持、通行帯違反等の取締りを強化する。

ウ 効率的な指導取締りの推進

交通事故分析システムの高度化や交通事故発生状況と指導取締り実施状況等を分析し、交通事故実態に的確に対応した効率的な指導取締りを推進する。

(2) 交通事故事件その他交通犯罪の捜査体制の強化

交通事故事件その他交通犯罪の捜査を適正かつ迅速に行うため、次により捜査体制、装備等の充実強化を図る。

ア 専従捜査体制の強化等

交通事故事件その他交通犯罪の捜査体制を強化するため、専従職員の捜査能力の一層の向上及び体制の充実に努める。

イ 初動捜査体制及び科学的捜査体制の強化

交通事故処理車その他の車両、交通事故自動記録装置を始めとする交通事故捜査支援システム等の整備を推進する。

(3) 暴走族対策の強化

暴走族による各種不法事案を未然に防止し、交通秩序を確保しなければならない。また、本市では、他府県で見られる大規模な暴走族と呼ばれる集団は存在しないが、今後こういった集団が出てこないよう、青少年の健全な育成に資するため、関係機関・団体が連携し、次の暴走族対策を強力に推進する。

ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実

暴走族追放の気運を高揚させるため、暴走族の実態が的確に広報されるよう努めるなど、広報活動を積極的に行う。また、暴走族への加入阻止を目的とした交通安全教育の推進を図る。さらに、関係団体等との連携の下に暴走族の解体、暴走族への加入阻止、暴走族からの離脱等の支援指導を徹底する。

暴走族問題と青少年の非行等問題行動との関連性を踏まえ、青少年育成団体等との連携を図るなど、青少年の健全育成を図る観点から施策を推進する。

イ 暴走行為阻止のための環境整備

暴走族の集場所として利用されやすい施設の管理者及び道路管理者等との連携を強化して、い集・暴走をさせない環境づくりを積極的に推進する。

ウ 暴走族に対する指導取締りの強化

暴走族取締りの体制及び装備資機材の充実を図るとともに、集団暴走行為、爆音暴走行為その他悪質事犯に対しては、共同危険行為等の禁止違反を始めとする各種法令を適用して検挙及び補導を徹底し、併せて解散指導を積極的に行うなど、暴走族に対する指導取締りの強化を図る。

また、「不正改造車を排除する運動」等を通じ、街頭検査において不法改造車両の取締りを行うとともに、不正改造車両等の押収のほか、司法当局に没収（没取）措置を働き掛けるなど暴走族と車両の分離を図り、不法改造等暴走行為を助長する行為に対しても背後責任の追及を行う。

また、不正改造行為に関する情報収集を徹底するとともに、関係機関と連携して、不正改造を敢行する業者に対する取締りを強化するなど根源的な対策を講じるほか、複数の府県にまたがる広域暴走族事件に迅速かつ効率的に対処するため、関係府県警察相互の捜査協力を積極的に行う。

エ 暴走族関係事犯者の再犯防止

本市では、他府県で見られる大規模な暴走族と呼ばれる集団は存在しないが、今後暴走族関係事犯が発生した場合の捜査に当たっては、個々の犯罪事実はもとより、組織の実態やそれぞれの被疑者の非行の背景となっている行状、性格、環境等の諸事情をも明らかにしつつ、グループの解体や暴走族グループから構成員等を離脱させるなど暴走族関係事犯者の再犯防止に努める。また、暴力団とかかわりのある者については、その実態を明らかにするとともに、暴力団から離脱するよう指導を徹底する。

暴走族関係保護観察対象者の処遇に当たっては、遵法精神のかん養、家庭環境の調整、交友関係の改善指導、暴走族組織からの離脱指導等、再犯防止に重点を置いた処遇の実施に努める。

また、暴走族に対する運転免許の行政処分については、特に迅速かつ厳重に行う。

さらに、暴走族問題は地域社会に深く関わる問題であることにかんがみ、「和歌山県暴走族及び暴走行為者等の追放の促進に関する条例」に基づき、市民総ぐるみで暴走族等の追放を促進する。

オ 車両の不正改造の防止

暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止するよう、また、保安基準に適合しない部品等が不正な改造に使用されないことがないように、「不正改造車を排除する運動」等を通じ、広報活動の推進及び企業、関係団体に対する指導を積極的に行う。

また、自動車ユーザーだけでなく、不正改造等を行った者に対して、必要に応じて事務所等に立入検査を行う。

その他、違法行為を敢行する旧車曾（暴走族風に改造した旧型の自動二輪車等を運転する者のグループ）に対する実態把握を徹底し、把握した情報を関係府県間で共有化するとともに、不正改造等の取締りを強化するなどの確な対応を推進する。

カ 暴走二輪車対策

県道田辺龍神線の虎ヶ峰付近などで、カーブを猛スピードで曲がるなど無謀運転を行う暴走二輪車が増加している。警察もパトロールなどの取締りの対策を講じているところであるが、関係機関より警察に情報の提供やパトロール要請を行うなど、連携を密にし、暴走二輪車抑制に努める。

6 救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、高速自動車国道を含めた道路上の交通事故に即応できるよう、救急医療機関^(※)、消防機関、警察機関等の救急関係機関相互の緊密な連携・協力関係を確保しつつ、救助・救急体制及び救急医療体制の整備を図る。

特に、負傷者の救命率・救命効果の一層の向上を図る観点から、救急現場又は搬送途上において、医師、看護師、救急救命士、救急隊員等による一刻も早い救急医療、応急措置等を実施するための体制整備を図るほか、事故現場からの緊急通報体制の整備やバイスタンダー（現場に居合わせた人）による応急手当の普及等を推進する。

(1) 救助・救急体制の整備

ア 救助体制の整備・拡充

交通事故に起因する救助活動の増大及び事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、救助体制の整備・拡充を図る。

イ 救助・集団救急事故体制の充実

大規模道路交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、連絡体制の整備、救護訓練の実施及び県下消防広域相互応援協定により関係機関との協力を図るとともに災害医療チーム（DMA T）^(※)の活用等、救助・集団救急事故体制の充実強化を図る。

ウ 心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

現場におけるバイスタンダーによる応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、心肺蘇生法や自動体外式除細動器（A E D）の使用も含めた応急手当について、普及啓発活動を推進する。

このため、保健所、消防機関、日本赤十字社等の関係機関においては、「救急の日」^(※)、「救急医療週間」^(※)等の機会を通じて講習会の開催や広報啓発活動を積極的に展開する。

また、応急手当指導員や普及員の養成を推進するとともに、救急要請受信時における応急手当の口頭指導を徹底する。

エ 救急救命士の養成・配置等の推進

プレホスピタルケア（救急現場及び搬送途上における応急処置）の充実のため、全救急隊に気管挿管や薬剤投与が可能な救急救命士の配置を推進する。また、医師の指示又は指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図る。

オ 救助・救急用資機材の整備の推進

救助工作車及び救助資機材並びに高規格救急自動車及び救命用資機材については計画的な更新を推進する。また、自動出動指定装置、I P電話・携帯電話位置情報システム、地図等検索装置を一体化した緊急通信指令システムを導入し初動体制の一層の強化を図る。

さらに、救急医療機関等へのアクセスを改善するため、高速自動車国道における緊急開口部^(※)の整備を推進する。

カ 消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進

ヘリコプターは、事故の状況把握、負傷者の救急搬送に有効であることから、ドクターヘリとの相互補完体制を含めて、救急業務におけるヘリコプターの積極的活用を推進する。

キ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

複雑多様化する救助・救急事象に対応すべく救助隊員及び救急隊員の知識技術等の向上を推進するため、教育訓練の一層の充実を図る。

ク 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備

阪和自動車道及び湯浅御坊道路における救急業務を実施するため、沿線市町村消防機関、西日本高速道路株式会社及び和歌山県、大阪府からなる「阪和道路消防協議会」で関係機関の連携を図り、適切かつ効率的な救急業務実施体制の整備を図る。

ケ 現場急行支援システム（FAST）^(※)の整備

緊急車両が現場に到着するまでのレスポンスタイムの縮減及び緊急走行時の交通事故防止のため、緊急車両優先の信号制御を行う現場急行支援システム（FAST）^(※)の整備を図る。

コ 緊急通報システム（HELP）^(※)の整備

交通事故等緊急事態発生時における負傷者の早期かつ的確な救出及び事故処理の迅速化のため、人工衛星を利用して位置を測定するGPS技術を活用し、自動車乗車中の事故発生時に車載装置・携帯電話を通じてその発生場所の位置情報や事故情報を消防・警察等に通報することなどにより緊急車両の迅速な現場急行を可能にする緊急通報システム（HELP）^(※)の普及を図る。

（２）救急医療体制の整備

ア 救急医療機関等の整備

救急医療体制については、救急患者の症状に応じて、初期、二次、三次の３区分により救急医療機関の整備を図っている。

初期救急医療体制の整備としては、田辺広域休日急患診療所等の充実を図る。

二次救急医療体制の整備としては、田辺地方病院群輪番制の機能強化を図るとともに、平成23年４月から運用開始されている「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」を活用するものとする。

三次救急医療体制の整備としては、田辺市にある南和歌山医療センター救命救急センター、及び和歌山市にある和歌山県赤十字救命救急センター、和歌山県立医科大学附属病院救命救急センターの３施設で対応する。

イ 救急医療担当医師・看護師等の養成等

救急医療に携わる医師等を対象とした救急医療研修会実施の際には、従事者の積極的な受講を促し、救急医療に関する知識と技術の向上を図る。

看護師についても、養成課程において救急医療に関する教育の充実に努めるとともに、卒後研修における救急医療研修の充実に努め、救急医療に従事する看護師の確保と資質の向上を図る。

ウ ドクターヘリ事業及びドクターカーの有効利用

和歌山県立医科大学附属病院に配備しているドクターヘリ（救急医療用の医療機器を整備したヘリコプターで、消防機関等からの出動要請に基づき、医師等が同乗し救急現場に向かい、現場から救急医療機関へ一刻も早く搬送し、また、搬送するまでの間救命医療を行うことが出来るヘリコプター）や、南和歌山医療センターに配備のドクターカー（消防機関からの要請により救命処置等が必要となった救急患者が発生した救急現場に医師等が出動して医療行為を行うことができる緊急車両）の有効活用を行うことにより、広域救急患者搬送体制の確保及び救急患者の後遺症の軽減も含めた救命率の向上を図る。

（３）救急関係機関の協力関係の確保等

救急医療機関への迅速かつ円滑な収容を確保するため、和歌山県救急救命協議会が定める「傷病者の搬送及び受入の実施に関する基準」に基づき、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進する。

さらに、特に多くの被害者の生じる大規模な交通事故が発生した場合に備え、災害医療チーム（DMAT）^(※)の活用を推進する。

7 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進

交通事故被害者等は、交通事故により多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けたり、又は掛け替えのない生命を絶たれたりするなど、大きな不幸に見舞われており、このような交通事故被害者等を支援することは極めて重要であることから、犯罪被害者等基本法等の下、交通事故被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進する。

自動車損害賠償保障法（昭和30年 法律第97号）は、自動車の運行による交通事故について、加害者側の損害賠償責任を強化し、この損害賠償の履行を確保するため、原則としてすべての自動車に対して自動車損害賠償責任保険（共済）の契約の締結を義務付けるとともに、保険会社（組合）の支払う保険（共済）金の適正化を図り、また、政府において、ひき逃げや無保険（無共済）車両による事故の被害者を救済するための自動車損害賠償保障事業及び平成13年度末の政府再保険制度廃止時の累積運用益の一部を基金として、その運用により被害者救済対策事業等を行うことなどにより、自動車事故による被害者の保護、救済を図っており、今後も更なる被害者の保護の充実を図るよう措置する。

また、自動車運転者が業務中又は通勤途上で、交通事故に起因して負傷、疾病、障害を受け、又は死亡に至った場合は、業務上災害又は通勤災害として、その者、あるいはその者の遺族に対して、労働者災害補償保険法（昭和22年 法律第50号）に基づき国が労災保険給付を行う。

なお、事故の発生原因中に第三者が介在する場合は、これを第三者行為災害として位置づけ、自動車運転者が第三者（相手方）から受けた損害賠償金や示談成立の状況に応じ、必要によって国が労災保険給付を行うものとする。

更に、交通事故被害者等は、精神的にも大きな打撃を受けている上、交通事故に係る知識、情報が乏しいことが少なくないことから、交通事故に関する相談を受けられる機会を充実させるとともに、交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供し、被害者支援を積極的に推進する。

（1）自動車損害賠償保障制度の充実等

自動車事故による被害者の救済対策の中核的役割を果たしている自動車損害賠償保障制度については、今後とも、社会経済情勢の変化、交通事故発生状況の変化等に対応して、その改善を推進し、被害者救済の充実を図る。

ア 自動車損害賠償責任保険（共済）の充実

（ア）保険会社に対する被害者への情報提供の義務づけ及び国土交通大臣の指示・命令並びに自賠責保険・共済紛争処理機構の保険金支払に係る紛争の調停等により保険金（共済金）の支払いの適正化を推進する。

（イ）交通事故に係る医療費支払の適正化を推進する。

イ 政府の自動車損害賠償保障事業の充実

自賠責保険（自賠責共済）による救済を受けられないひき逃げや無保険（無共済）車両による事故の被害者に対する救済制度である自動車損害賠償保障事業についても、被害者に対する保障金の支払の迅速化等により、その充実を図る。

ウ 無保険（無共済）車両対策の徹底

自賠責保険（自賠責共済）の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることを広報活動等を通じて広く市民に周知するとともに、街頭における指導取締りの強化等を行い、無保険（無共済）車両の運行の防止を徹底する。

エ 任意の自動車保険（自動車共済）の充実等

自賠責保険（自賠責共済）と共に重要な役割を果たしている任意の自動車保険（自動車共済）は、自由競争の下、補償範囲や金額、サービスの内容も多様化してきており、交通事故被害者等の救済に大きな役割を果たしているが、被害者救済等の充実に資するよう、制度の改善及び安定供給の確保に向けて引き続き指導を行う。

（２）損害賠償の請求についての援助等

ア 交通事故相談の活動の推進

交通事故相談の充実と相談員の資質の向上を図る。

（ア）市においては、市民法律相談事業及び市民相談の充実を図る。

（イ）交通事故相談業務を円滑かつ適正に運営するため、和歌山県交通事故相談所や関係援護機関、団体等との連絡協調を図る。

（ウ）広報活動の充実により、相談活動の周知を図り、もって利用の拡大を図る。

イ 損害賠償請求の援助活動等の強化

警察においては、交通事故被害者に対する適正かつ迅速な救助の一助とするため、救済制度の教示や交通事故相談活動を積極的に推進する。

（３）交通事故被害者支援の充実強化

ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

被害者救済対策事業等については、今後も各事業の内容の見直しを図りつつ、社会的必要性の高い事業を充実していく。

また、自動車事故対策機構が行う交通遺児等に対する生活資金貸付けや交通遺児育成基金の行う交通遺児育成のための基金事業並びに県の行う高等学校交通遺児授業料減免事業等の充実を図る。

さらに、重度後遺障害者に対する救済策を推進するため、自動車事故対策機構による重度後遺障害者に対する介護料の支給及び重度後遺障害者の治療看護を専門に行う療護センターの運営に対する援助措置の充実を図る。

イ 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

交通事故被害者等の支援の充実を図るため、自助グループの活動等に対する支援を始めとした施策を推進する。

交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を推進するとともに、関係機関相互の連携を図り、さらに、公益社団法人紀の国被害者支援センター等の民間の犯罪被害者支援団体等との連携を図る。

警察においては、交通事故被害者等に対して交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供するとともに、刑事手続きの流れ等をまとめた「交通事故被害者の手引」を作成し、活用する。特に、ひき逃げ事件、交通死亡事故等の重

大な交通事故事件の被害者等については、被疑者の検挙、送致状況等を連絡する被害者連絡制度の充実を図る。

また、死亡事故等で被害者等からの加害者の行政処分に係る意見聴取等の期日や行政処分結果についての問い合わせに応じ、適切な情報の提供を図る。

さらに、交通事故捜査を担当する警察職員に対しては、教育・研修を行い、被害者等の心情に十分配慮した適切な被害者支援が推進されるよう努める。

第2章 鉄道交通の安全

1. 鉄道事故のない社会を目指して

- 鉄道は、多くの国民が利用する生活に欠くことのできない交通手段である



2. 鉄道交通の安全についての目標

- ① 乗客の死者数ゼロを目指す。
- ② 運転事故全体の死者数減少を目指す。



3. 鉄道交通の安全についての対策

<2つの視点>

- ① 重大な列車事故の未然防止
- ② 利用者等の関係する事故の防止



<6つの柱>

- ① 鉄道交通環境の整備
- ② 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- ③ 鉄道の安全な運行の確保
- ④ 鉄道車両の安全性の確保
- ⑤ 救助・救急活動の充実
- ⑥ 被害者支援の推進

第1節 鉄道事故のない社会を目指して

人や物を大量に、高速に、かつ、定時に輸送できる鉄道は、市民生活に欠くことのできない交通手段であり、列車の運行が高速・高密度である現在の運行形態においては、一たび列車の衝突や脱線等が発生すると、多数の死傷者を生じるおそれがある。また、全国では、ホーム上で又はホームから転落して列車に接触することによる人身障害事故が増加していることから、利用者等が関係するこのような事故を防止する必要性が高まっている。

このため、市民が安心して利用できる、一層安全で安定した鉄道輸送を目指し、重大な列車事故やホームでの事故への対策等、各種の安全対策を総合的に推進していく必要がある。

I 鉄道事故の状況等

1 鉄道事故の状況

鉄道の運転事故は、長期的には減少傾向にあるが、近年は下げ止まりの傾向にある。和歌山県下では、平成22年の発生件数は5件、死傷者数は5人であり、平成18年の発生件数3件、死傷者数2人と比較して、発生件数が増加している。

また、本市においては、北は芳養～みなべ区間、南は新庄～朝来区間まで、平成18年から平成22年にかけては、発生件数及び死傷者数は0となっている。

全国では、平成17年には乗客106人が死亡したJR西日本福知山線列車脱線事故、及び乗客5人が死亡したJR東日本羽越線列車脱線事故が発生したが、平成18年から平成22年までの間は乗客の死亡事故が発生しなかった。

2 近年の運転事故の特徴

人身障害事故、踏切障害事故ともに減少傾向にあり、和歌山県下では踏切障害事故及び人身障害事故が運転事故の100%を占めている。

全国では特に、ホーム上で又はホームから転落して列車に接触することによる人身障害事故が増加傾向にある。

II 第9次田辺市交通安全計画における目標

列車の衝突や脱線等により乗客に死者が発生するような重大な列車事故を未然に防止することが必要である。また、近年の運転事故等の特徴等を踏まえ、ホームでの事故等を含む運転事故全体の死者数を減少させることが重要である。

近年は輸送量の伸び悩み等から、厳しい経営を強いられている鉄道事業者が多い状況であるが、引き続き安全対策を推進していく必要がある。

こうした現状を踏まえ、市民の理解と協力の下、第2節及び第3章第2節に掲げる諸施策を総合的かつ強力に推進することにより、乗客の死者数ゼロを継続すること、及び運転事故全体の死者数を減少させることを目指すものとする。

第2節 鉄道交通の安全についての対策

I 今後の鉄道交通安全対策を考える視点

鉄道の運転事故が長期的には減少傾向にあり、これまでの田辺市交通安全計画に基づく施策には一定の効果が認められる。

しかし、運転事故が和歌山県下では毎年数件発生している現状から、一層安全で安定した鉄道輸送を目指し、重大な列車事故を未然に防止するとともに、利用者等の関係する事故を防止するため、総合的な視点から、各種鉄道交通安全施策を推進していく。

II 講じようとする施策

1 鉄道交通環境の整備

鉄道交通の安全を確保するためには、鉄道施設、運転保安設備等について常に高い信頼性を保持し、システム全体としての安全性を確保する必要がある。このため、運転保安設備の整備等の安全対策の推進を図る。

(1) 鉄道施設等の安全性の向上

鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施する。また、多発する自然災害へ対応するために、軌道や路盤等の集中豪雨等への対策の強化、駅部等の耐震性の強化等を推進する。

老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、より安全性に優れたものへと計画的に更新を進める。

さらに、駅施設等について、高齢者、障害のある人等の安全利用にも十分配慮し、段差の解消、転落防止設備等の整備によるバリアフリー化を推進する。

(2) 運転保安設備の整備

曲線部等への速度制限機能付きATS(*)等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について、着実にその整備を進める。

2 鉄道交通の安全に関する知識の普及

運転事故の100%を占める踏切障害事故と人身障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。このため、安全設備の正しい利用方法の表示の整備等により、利用者等へ安全に関する知識を分かりやすく、適確に提供する。また、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動等においてポスターの掲示、チラシ類の配布等による広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。

3 鉄道の安全な運行の確保

重大な列車事故を未然に防止するため、運転士の資質の保持、事故情報及びリスク情報の分析・活用、地震発生時の安全対策、気象情報等の充実を図る。また、

鉄道事業者への保安監査等を実施し、適切な指導を行うとともに、万一大規模な事故等が発生した場合には、迅速かつ適確に対応する。

(1) 運転士の資質の保持

運転士の資質の確保を図るため、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施する。

また、資質が保持されるよう、運転管理者が教育等について、適切に措置を講じるよう指導する。

(2) リスク情報の分析・活用

重大な列車事故を未然に防止するため、リスク情報を関係者間において共有できるよう、インシデント(*)等の情報を収集・分析し、速やかに鉄道事業者へ周知する。また、運転状況記録装置等の活用や現場係員によるリスク情報の積極的な報告を推進するよう求める。さらに、国への報告対象となっていないリスク情報について、鉄道事業者による情報共有化を推進する。

(3) 気象情報等の充実

鉄道交通に影響を及ぼす自然現象を適確に把握するため、気象庁等が発表する警報や注意報等の情報を収集・分析するとともに、適時・適切な発表及び迅速な伝達に努める。

鉄道事業者は、これらの気象情報等を早期に収集・把握し、運行管理へ反映させることで、安全を確保しつつ、鉄道施設の被害軽減と安定輸送に努める。

また、気象、地震、津波、火山現象等に関する観測施設を適切に整備・配置し、維持するとともに、防災関係機関等との間の情報の共有化やITを活用した観測・監視体制の強化を図るものとする。さらに、広報や講習会等を通じて気象知識の普及に努める。

(4) 鉄道事業者に対する保安監査等の実施

鉄道事業者に対し、定期的に又は事故の発生状況等に応じて保安監査等を実施し、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況、安全管理体制等についての適切な指導を行う。また、過去の指導のフォローアップを強化する等、保安監査の充実を図る。

また、定期的に鉄軌道保安推進連絡会議を開催し、事故及び事故防止対策に関する情報交換等を行う。併せて、鉄道事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価(*)を行う。

(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応

国及び鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ適確な情報の収集・連絡を行う。

また、幹線交通における輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を適確に把握して、乗客への適切な情報提供を行う

とともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう求める。

4 鉄道車両の安全性の確保

科学技術の進歩を踏まえつつ、適時・適切に鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準を見直す。また、事故発生時における乗客、乗務員の被害軽減のための方策や、鉄道車両の電子機器等の誤動作防止のための方策の検討を行い、その活用を図る。

5 救助・救急活動の充実

鉄道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を推進する。

6 被害者支援の推進

被害者団体等の参画を得ながら、求められる鉄道事故被害者等支援の内容、鉄道事業者、市、県、国等の関係機関における役割分担のあり方、鉄道事故被害者等への一元的な窓口機能のあり方、そのために必要とされる制度のあり方などについて検討し、実情に沿った支援の仕組みや体制の整備に向けて必要な取組を行う。

第3章 踏切道における交通の安全

1. 踏切事故のない社会を目指して

踏切事故は、長期的には減少傾向にあるが、改良すべき踏切道がなお残されており、引き続き踏切事故防止対策を推進することにより、踏切事故のない社会を目指す。

2. 踏切道における交通の安全についての目標

踏切道における交通の安全と円滑化を図るための措置を総合的かつ積極的に推進し、踏切事故の発生を極力防止する。

3. 踏切道における交通の安全についての対策

<視点>

それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進

<3つの柱>

- ① 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- ② 踏切道の統廃合の促進
- ③ その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

第1節 踏切事故のない社会を目指して

和歌山県下の踏切事故は、長期的には減少傾向にある。しかし、一方では、踏切事故は鉄道運転事故の約4割を占め、また、改良すべき踏切道がなお残されている現状である。

こうした現状を踏まえ、引き続き、踏切事故防止対策を総合的かつ積極的に推進することにより踏切事故のない社会を目指す。

I 踏切事故の状況等

1 踏切事故の状況

踏切事故（鉄道の運転事故のうち、踏切障害及びこれに起因する列車事故をいう。）は、長期的には減少傾向にある。近年の和歌山県下では踏切事故が年に数件発生している状況であり、踏切事故件数・死傷者数いずれも減少傾向となっている。

また、本市においては、北は芳養～みなべ区間、南は新庄～朝来区間までの平成18年から平成22年にかけての発生件数・死傷者数については、平成19年3月に死傷者が1件あり、これについては運転事故との関連は無く、皆無の状態である。

このような踏切事故の減少は、踏切道の改良等の安全対策の積極的な推進によるところが大きいと考えられる。しかし、依然、和歌山県下の踏切事故は鉄道の運転事故の約4割を占めている状況にあり、また、改良すべき踏切道がなお残されている現状にある。

2 近年の踏切事故の特徴

近年の踏切事故の特徴としては、①原因別でみると、直前横断によるものが半数以上を占めており、また、衝撃物別では自動車、自転車及び歩行者と衝撃したものがほぼ同数を占めている。②踏切道の種類別にみると、発生件数では第1種踏切道（昼夜を通じて踏切警手が遮断機を操作している踏切道又は自動遮断機が設置されている踏切道）が最も多いが、踏切種別ごとの発生率でみると、第1種踏切道が最も少なくなっていることなどがあげられる。

II 第9次田辺市交通安全計画における目標

踏切道における交通の安全と円滑化を図るための措置を総合的かつ積極的に推進し、踏切事故の発生を極力防止する。

第2節 踏切道における交通の安全についての対策

I 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点

踏切道における交通安全対策について、踏切事故件数、踏切事故による死傷者ともに減少傾向にあることを考えると、第8次田辺市交通安全計画に基づき推進してきた施策には一定の効果が認められる。

しかし、踏切事故は、一たび発生すると多数の死傷者を生ずるなど重大な結果をもたらすものであること、踏切保安設備の整備、交通規制、統廃合等の対策を実施すべき踏切道がなお残されている現状にあること、これらの対策が、同時に渋滞の軽減による交通の円滑化や環境保全にも寄与することを考慮し、それぞれの踏切の状況等を勘案しつつ、より効果的な対策を総合的かつ積極的に推進することとする。

II 講じようとする施策

1 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。

さらに、自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置^(※)、大型遮断装置^(※)、全方向型踏切警報灯^(※)等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。

道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を勘案し、必要に応じ、自動車通行止め、大型自動車通行止め、一方通行等の交通規制を実施するとともに、併せて道路標識等の大型化、高輝度化による視認性の向上を図る。

2 踏切道の統廃合の促進

踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと思われるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。

ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。

3 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じ、踏切道予告標、踏切信号機、歩行者等のための横断歩道橋等の設置、情報技術（IT）の活用による踏切注意情報の表示や踏切関連交通安全施設の高度化を図るための研究開発等を進めるとともに、車両等の踏切通行時の違反行為に対する指導取締りを積極的に行う。

また、踏切事故は、直前横断、落輪等に起因するものが多いことから、自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る必要がある。

このため、広報活動等を強化するとともに、学校、自動車教習所等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進する。

このほか、踏切道に接続する道路の拡幅については、踏切道において道路の幅員差が新たに生じないように努めるものとする。